

# 資料編目次

## 「第1部 環境行政の総合的推進」に関して

(担当課・室)

表1-1-1	環境行政のあゆみ	(1)	(環境政策課)
表1-1-2	環境関係予算の概要	(3)	(環境政策課)
表1-1-3	市町村の環境行政担当組織	(4)	(環境政策課)
表1-4-1	奈良県環境審議会の答申状況	(5)	(環境政策課)

## 「第2部 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生」に関して

表2-3-1	鳥獣保護区及び特別保護地区の状況	(6)	(森林整備課)
表2-3-2	休猟区の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-3	鳥獣捕獲禁止区域の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-4	鉛散弾規制地域の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-5	特定猟具使用禁止区域の状況	(7)	(森林整備課)
表2-3-6	特定希少野生動植物(12種)	(9)	(自然環境課)
表2-5-1	県内の文化財の指定件数	(10)	(文化財保存課)
表2-5-2	国指定文化財の指定件数	(11)	(文化財保存課)
表2-5-3	県指定文化財の指定件数	(11)	(文化財保存課)
表2-5-4	文化財の保護対策	(12)	(文化財保存課)

## 「第3部 快適・安全な生活環境の創造」に関して

表3-1-1	市町村別の風致地区指定状況	(13)	(風致景観課)
表3-1-2	風致地区における許可基準	(13)	(風致景観課)
表3-1-3	風致地区における行為別許可申請件数	(13)	(風致景観課)
表3-1-4	風致地区及び歴史的風土特別保存地区における 地区別許可申請件数	(14)	(風致景観課)
表3-1-5	市町村別の歴史的風土保存区域及び 特別保存地区等指定状況	(15)	(風致景観課)
表3-1-6	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における 行為規制	(15)	(風致景観課)
表3-1-7	歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における 行為許可申請件数	(16)	(風致景観課)
表3-1-8	歴史的風土特別保存地区における買入れ実績	(16)	(風致景観課)
表3-1-9	都市公園の現況	(17)	(公園緑地課)
図3-3-1	光化学スモッグ広報伝達機構	(18)	(環境政策課)

表 3-3-1	光化学スモッグ広報発令状況表	(19)	(環境政策課)
表 3-3-2	光化学スモッグ広報発令基準	(20)	(環境政策課)
表 3-3-3	光化学スモッグ広報発令地域区分	(20)	(環境政策課)
表 3-3-4	光化学スモッグ対策措置事項	(20)	(環境政策課)
表 3-3-5	工場騒音に係る特定施設	(21)	(環境政策課)
表 3-3-6	工場騒音に係る規制基準 (敷地境界線上)	(22)	(環境政策課)
表 3-3-7	特定建設作業及び規制基準 (騒音)	(23)	(環境政策課)
表 3-3-8	騒音に係る環境基準	(24)	(環境政策課)
表 3-3-9	道路交通騒音に係る要請限度	(25)	(環境政策課)
表 3-3-10	自動車騒音面的評価結果	(26)	(環境政策課)
表 3-3-11	環境騒音測定結果表 (市町村測定分) 一般地域 (道路に面する地域以外の地域)	(27)	(環境政策課)
表 3-3-12	環境騒音測定結果表 (市町村測定分) 道路に面する地域	(30)	(環境政策課)
表 3-3-13	工場振動に係る特定施設	(31)	(環境政策課)
表 3-3-14	工場振動に係る規制基準 (敷地境界線上)	(32)	(環境政策課)
表 3-3-15	特定建設作業及び規制基準 (振動)	(32)	(環境政策課)
表 3-3-16	道路交通振動に係る要請限度	(33)	(環境政策課)
表 3-3-17	悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準	(34)	(環境政策課)
表 3-4-1	環境基準水域類型指定状況	(36)	(環境政策課)
表 3-4-2	水質汚濁に係る環境基準	(39)	(環境政策課)
表 3-4-3	地下水質測定結果総括表	(43)	(環境政策課)
表 3-4-4	異常水質発生状況	(44)	(環境政策課)
表 3-4-5	浄化槽設置整備事業 (奈良県浄化槽設置整備補助事業) の概要	(45)	(環境政策課)
表 3-4-6	農業集落排水事業の実績	(45)	(農村振興課)
表 3-4-7	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法 による業種別特定事業場数	(46)	(環境政策課)
表 3-4-8	上乗せ基準の設定状況	(48)	(環境政策課)
表 3-4-9	ゴルフ場使用農薬調査結果	(49)	(環境政策課)
表 3-5-1	土壌の汚染に係る環境基準	(50)	(環境政策課)

## 「第 4 部 持続的発展が可能な循環型社会の構築」に関して

図 4-1-1	廃棄物の分類	(51)	(廃棄物対策課)
表 4-1-1	ごみ処理の状況	(51)	(廃棄物対策課)
表 4-1-2	ごみ処理 (焼却処理) 施設の整備状況	(52)	(廃棄物対策課)
表 4-1-3	ごみ燃料化施設の整備状況	(52)	(廃棄物対策課)
表 4-1-4	粗大ごみ処理施設の整備状況	(53)	(廃棄物対策課)
表 4-1-5	廃棄物再生利用 (リサイクル) 施設の整備状況	(53)	(廃棄物対策課)

表4-1-6	大阪湾フェニックス利用の状況	(54)	(廃棄物対策課)
表4-1-7	し尿処理の状況	(54)	(廃棄物対策課)
表4-1-8	し尿処理施設の整備状況	(55)	(廃棄物対策課)
表4-1-9	地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)の 整備状況	(56)	(廃棄物対策課)
表4-1-10	浄化槽の設置状況	(56)	(環境政策課)
表4-1-11	浄化槽設置届出状況	(56)	(環境政策課)
表4-1-12	産業廃棄物の種類	(57)	(廃棄物対策課)
表4-1-13	産業廃棄物の種類別排出及び処理状況	(59)	(廃棄物対策課)
表4-1-14	産業廃棄物の業種別排出及び処理状況	(59)	(廃棄物対策課)
表4-2-1	奈良県内の公共施設等における新エネルギーの 導入状況	(60)	(エネルギー政策課)

## 「第7部 共通的基盤施策の推進」に関して

表7-1-1	公害苦情調査結果	(63)	(環境政策課)
表7-1-2	種類別の苦情(新規受理)件数の推移	(64)	(環境政策課)
表7-1-3	典型7公害の発生源別苦情(新規受理)件数	(64)	(環境政策課)
表7-1-4	奈良県公害審査会の処理事件の概要	(65)	(環境政策課)
環境用語の解説		(67)	

表1-1-1 環境行政のあゆみ

年	奈良県	国
昭和42年(1967)	・企画部企画課に公害係を設置	・公害対策基本法を公布(8月)
昭和43年(1968)		・大気汚染防止法を公布(6月) ・騒音規制法を公布(6月)
昭和44年(1969)	奈良県公害防止条例を制定(4月)	・初の公害白書を刊行(5月)
昭和45年(1970)	・企画部に公害消防課を設置(4月) ・奈良県公害紛争処理条例を制定(9月) ・企画部に公害課を設置(12月)	・公害紛争処理法を公布(6月) ・公害対策本部を設置(7月) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を公布(12月) ・水質汚濁防止法を公布(12月)
昭和46年(1971)	・奈良県公害防止条例を全文改正(7月) ・奈良県公害対策審議会条例を制定(7月)	・悪臭防止法を公布(6月) ・環境庁を設置(7月)
昭和47年(1972)	・奈良県自然環境保全条例を制定(3月)	・自然環境保全法を公布(6月)
昭和48年(1973)		・瀬戸内海環境保全特別措置法を公布(10月)
昭和49年(1974)	・奈良県自然環境保全条例を全文改正(3月)	
昭和51年(1976)	・公害課を衛生部へ移管(4月)	・振動規制法を公布(6月)
昭和63年(1988)	・公害課を環境保全課に改称(4月)	
平成元年(1989)	・衛生部を保健環境部に改称(4月)	
平成3年(1991)	・保健環境部環境衛生課に廃棄物対策室を設置(4月) ・奈良県環境会議設置(6月)	・再生資源の利用の促進に関する法律を公布(4月)
平成4年(1992)		・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の公布 (12月)
平成5年(1993)	・保健環境部に環境管理課を設置、廃棄物対策室を環境管理課へ移管(4月)	・環境基本法を公布(11月)
平成6年(1994)	・奈良県公害対策審議会条例を奈良県環境審議会条例に改称(7月)	・環境基本計画を策定(12月)
平成7年(1995)	・機構改革により、環境管理課及び環境保全課を生活環境部へ編入(4月)	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律を公布(6月)
平成8年(1996)	・奈良県環境総合計画を策定(3月) ・奈良県環境基本条例を制定(12月) ・奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定(12月)	
平成9年(1997)	・奈良県環境基本条例を施行(4月) ・奈良県生活環境保全条例を施行(4月)	・環境影響評価法を公布(6月)
平成10年(1998)	・奈良県環境影響評価条例を制定(12月)	・特定家庭用機器再商品化法を公布(6月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律を公布(10月)
平成11年(1999)	・環境保全課を環境管理課に統合(4月) ・廃棄物対策室を新たに廃棄物対策課として設置(4月) ・奈良県環境影響評価条例を施行(12月)	・ダイオキシン類対策特別措置法を公布(7月) ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律を公布(7月)
平成12年(2000)		・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を公布(5月) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を公布(5月) ・循環型社会形成推進基本法を公布(6月) ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律を公布(6月) ・再生資源の利用の促進に関する法律を改正した資源の有効な利用の促進に関する法律の公布(6月) ・環境基本計画の改正(12月)
平成13年(2001)	・産業廃棄物監視センターを設置(4月)	・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律を公布(6月) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を公布(6月)
平成14年(2002)	・機構改革により、風致保全課を生活環境部へ移管(4月) ・衛生研究所を保健環境研究センターに改称(4月)	・土壌汚染対策法を公布(5月) ・京都議定書を批准(6月) ・使用済自動車の再資源化等に関する法律を公布(7月) ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布(7月)

年	奈 良 県	国
平成 15 年 (2003)	・ 環境管理課を環境政策課に改称 (4 月)	・ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を公布 (7 月)
平成 16 年 (2004)	・ 奈良県産業廃棄物税条例を公布 (3 月) ・ 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の施行 (12 月)	・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律を公布 (6 月) ・ 景観法を公布 (6 月)
平成 17 年 (2005)	・ 奈良県森林環境税条例を公布 (3 月)	・ 京都議定書が発効 (2 月)
平成 18 年 (2006)	・ 新奈良県環境総合計画の策定 (3 月) ・ 奈良県地球温暖化防止活動推進センターの指定 (3 月)	・ 石綿による健康被害の救済に関する法律を公布 (2 月) ・ 第 3 次環境基本計画の策定 (4 月)
平成 19 年 (2007)	・ ストップ温暖化アクションプランの策定 (3 月)	・ 環境配慮契約法を公布 (5 月) ・ 「21 世紀環境立国戦略」の閣議決定 (6 月) ・ エコツーリズム推進法を公布 (6 月)
平成 20 年 (2008)	・ 機構改革により、生活環境部をくらし創造部に改称し、 その中に景観・環境局を創設するとともに、局内に自然 環境課を設置 (4 月) ・ 第 2 次奈良県廃棄物処理計画を策定 (3 月)	
平成 21 年 (2009)	・ 奈良県景観条例を公布 (3 月) ・ 奈良県希少野生動植物保護条例を公布 (3 月)	
平成 22 年 (2010)		・ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の 保全のための活動の促進等に関する法律を公布 (12 月)
平成 23 年 (2011)		・ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する 特別措置法が成立、公布・施行 (8 月)
平成 24 年 (2012)	・ 第 3 次奈良県廃棄物処理計画を策定 (3 月) ・ 生物多様性なら戦略を策定 (3 月)	・ 第 4 次環境基本計画の策定 (4 月) ・ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (8 月)

表1-1-2 環境関係予算の概要

(単位：千円)

分類	24年度(23年度)	主要事業名	金額
エネルギー利活用の推進	101,620 ( - )	家庭用太陽光発電設備設置補助事業 奈良の節電スタイル推進事業	100,120 1,500
食と生活の安全・安心の確保、感染症対策	73,549 (7,000)	環境放射能測定調査備品整備事業 公害測定機器整備事業 アスベスト被害実態調査事業 [緊急雇用]	20,643 45,900 7,006
美しく風格のあるまちなみ 景観の保全・創造	1,501,757 (1,012,603)	景観サポーター育成事業 屋外広告物適正化推進事業 景観普及啓発事業 奈良の彩りづくり植栽計画策定事業 眺望スポット整備事業 古都法買入地植生現況調査 [緊急雇用] 歴史的風土保存買入事業 歴史的風土保存買入地整備事業 歴史的風土保存買入地景観管理事業	1,000 50,300 3,030 3,000 53,124 5,000 1,329,300 15,000 42,003
きれいでくらしやすい生活環境の創造			
(1)清流の保全・復活	69,993 (84,396)	大和川水質改善事業 浄化槽設置整備補助事業	2,143 67,850
(2)省エネ社会の実現	104,020 (4,175)	家庭用太陽光発電設備設置補助事業 (再掲) 奈良の節電スタイル推進事業 (再掲) 地球温暖化対策推進事業	100,120 1,500 2,400
(3)循環型社会の構築	317,126 (361,952)	奈良県産業廃棄物減量化等推進基金積立金 排出抑制・減量化の推進 適正処理の推進 (監視体制強化) 循環型社会の推進 廃棄物対策推進事業 特定産業廃棄物処理対策事業 PCB廃棄物処理対策推進事業 閉鎖最終処分場緊急特別対策事業	84,459 33,903 134,795 5,330 22,689 7,567 17,250 11,133
自然環境の保全と活用	43,880 (14,800)	希少野生動植物保護活動促進事業 生物多様性なら戦略推進事業 国定公園等施設整備事業 国立公園環境整備事業	2,400 780 37,700 3,000



地域住民の生活環境に密接に関係する県内市町村の環境行政担当組織は、下表のとおりである。

表1-1-3 市町村の環境行政担当組織

(平成25年4月現在)

市町村名	課	郵便番号	住 所	メールアドレス	電話番号	FAX 番号
奈良市	環境政策課	630-8580	二条大路南1-1-1	kankyoseisaku@city.nara.lg.jp	0742-34-4591	0742-36-5466
大和高田市	環境衛生課	635-8511	大字大中100-1	eisei@city.yamatotakada.nara.jp	0745-22-1101	0745-23-5611
大和郡山市	環境政策課	639-1198	北郡山町248-4	KANKYO@city.yamatokoriyama.lg.jp	0743-53-1615	0743-55-4911
天理市	環境政策課	632-8555	川原城町605	kannkyouseisaku@city.tenri.nara.jp	0743-63-1001	0743-62-1550
橿原市	環境企画課	634-8586	八木町1-1-18	kankyokikaku@city.kashihara.nara.jp	0744-27-7757	0744-27-7753
桜井市	環境総務課	633-0052	大字浅古485-1	greenpark1@city.sakurai.nara.jp	0744-45-2001	0744-45-2002
五條市	生活環境課	637-8501	本町1-1-1	seikatsukankyoka@city.gojo.lg.jp	0747-22-4001	0747-22-3752
御所市	環境政策課	639-2298	栗坂293	clean@city.gose.nara.jp	0745-66-1087	0745-66-2441
生駒市	環境政策課	630-0288	東新町8-38	kansei@city.ikoma.lg.jp	0743-74-1111	0743-75-8125
香芝市	環境衛生課	630-0292	本町1397	kankyou@city.kashiba.lg.jp	0745-76-2001	0745-78-3830
葛城市	環境課	639-2195	柿本166	kankyou@city.katsuragi.lg.jp	0745-69-3001	0745-69-6456
宇陀市	環境対策課	633-0292	下井足17-3	kankyoutaisaku@city.uda.lg.jp	0745-82-2202	0745-82-7234
山添村	地域振興課	630-2344	大字大西151	keizaikankyou_g@vill.yamazoe.nara.jp	0743-85-0048	0743-85-0219
平群町	住民生活課	636-8585	吉新1-1-1	jyumin@town.heguri.nara.jp	0745-45-1001	0745-45-0100
三郷町	環境政策課	636-8535	勢野西1-1-1	kankyoseisaku@town.sango.lg.jp	0745-43-7341	0745-73-6334
斑鳩町	環境対策課	636-0198	法隆寺西3-7-12	kankyou@town.ikaruga.nara.jp	0745-74-1001	0745-74-1011
安堵町	住民課	639-1095	大字東安堵958	juumin@town.ando.lg.jp	0743-57-1511	0743-57-1525
川西町	住民生活課	636-0202	大字結崎28-1	fjumin@town.nara-kawanishi.lg.jp	0745-44-2211	0745-44-4780
三宅町	環境衛生課	636-0213	大字伴堂689	tyoumin@town.miyake.nara.jp	0745-44-2001	0745-43-0922
田原本町	総務課	636-0392	890-1	somusho@town.tawaramoto.nara.jp	0744-32-2901	0744-32-2977
曾爾村	住民生活課	633-1212	大字今井495-1	jyumin@vill.soni.lg.jp	0745-94-2101	0745-94-2066
御杖村	住民生活課	633-1302	大字菅野368	jumin@vill.mitsue.lg.jp	0745-95-2001	0745-95-3545
高取町	住民福祉課	635-0154	大字観覺寺990-1	takaju328@town.takatori.nara.jp	0744-52-3334	0744-52-4063
明日香村	住民課	634-0111	大字岡55	clean@tobutori-asuka.jp	0744-54-3239	0744-54-3239
上牧町	環境課	639-0293	大字上牧3350	kanmaki-toshikankyo@helen.ocn.ne.jp	0745-76-1001	0745-77-6671
王寺町	住民課	636-8511	王寺2-1-23	jyumin@town.oji.lg.jp	0745-73-2001	0745-73-6311
広陵町	生活環境課	635-0821	大字笠161-2	seikatsukankyou@town.nara-koryo.lg.jp	0745-55-1001	0745-55-1009
河合町	環境衛生課	636-0061	山坊683-1	seikatsu@town.kawai.lg.jp	0745-32-0706	0745-32-9491
吉野町	生活環境課	639-3113	大字飯貝1217-6	kankyou_t@town.yoshino.lg.jp	0746-32-9024	0746-32-5844
大淀町	環境整備課	638-8501	大字桧垣本2090	kankyouseibi@town.oyodo.lg.jp	0747-52-5501	0747-52-5505
下市町	生活環境課	638-8510	大字下市1960	shisuien@town.shimoichi.nara.jp	0747-52-0001	0747-54-5055
黒滝村	建設課	638-0292	大字寺戸77	kuro_k@m5.kcn.ne.jp	0747-62-2031	0747-62-2569
天川村	住民課	638-0392	大字沢谷60	jyumin@vill.tenkawa.lg.jp	0747-63-0321	0747-63-0329
野迫川村	住民課	648-0392	大字北股84	jyuminka1@vill.nosegawa.nara.jp	0747-37-2101	0747-37-2107
十津川村	生活環境課	637-1333	大字小原225-1	seikatsukankyo@vill.totsukawa.lg.jp	0746-62-0907	0746-62-0020
下北山村	住民課	639-3803	大字寺垣内983	kankyo@vill.shimokitayama.nara.jp	07468-6-0001	07468-6-0377
上北山村	住民課	639-3701	大字河合330	jumin@vill.kamikitayama.nara.jp	07468-2-0001	07468-3-0265
川上村	生活環境係	639-3594	大字迫1335-7	kankyou@vill.nara-kawakami.lg.jp	0746-52-0111	0746-52-0345
東吉野村	住民福祉課	633-2492	大字小川99	juuminhukushi@vill.higashiyoshino.lg.jp	0746-42-0441	0746-42-1255

注) 担当課等は、環境行政全般についての窓口的な部署を掲げた。

自然保護や廃棄物処理等の部門については、担当課等が分かれていることがある。

表1-4-1 奈良県環境審議会の答申状況（最近5年間）

年度	諮問事項等	答申年月日	答 申 内 容
平成20年度	平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成21年2月19日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
平成21年度	平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画並びに環境基準の類型指定状況について	平成22年2月18/日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案、並びに環境基本法第16条第2項に基づく、水質汚濁に係る環境基準の類型指定に関して暫定目標の削除を含めた見直しについて答申した。
平成22年度	平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成23年2月25日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について答申した。
平成23年度	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について	平成23年11月7日 (環審第1号)	国の定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」に基づき、本県が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」の目標を達成するために、一定規模以上の特定事業場に対する「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」及び「りん含有量に係る総量規制基準」を改訂することについて、諮問どおり答申した。
	平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成24年3月30日 (環審第2号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について答申した。
平成24年度	平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について	平成25年2月14日 (環審第1号)	水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定についての計画案を答申した。
	新奈良県廃棄物処理計画の策定について	平成25年2月14日 (環審第2号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき策定する都道府県廃棄物処理計画について、諮問どおり答申した。



表 2 - 3-1 鳥獣保護区及び特別保護地区の状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
1	大 台 山 系	吉野郡上北山村大台ヶ原	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 44 年 10 月 31 日まで	2,384 (838)
2	吉 野 山	吉野郡吉野町吉野山	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	2,569
3	生駒・信貴山	生駒郡生駒信貴山系	平成 6 年 11 月 1 日から 平成 26 年 10 月 31 日まで	2,050
4	神 野 山	山辺郡山添村神野山周辺		334
5	室 生	宇陀市室生寺周辺		369 (93)
6	玉 置 山	吉野郡十津川村玉置山周辺		538
7	二 上 山	葛城市二上山周辺	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	920
8	黒滝大峰山系	吉野郡黒滝村・天川村		10,694
9	池 峯・池 原	吉野郡下北山村池峯・池原周辺		535
10	鎧・兜 岳	宇陀郡曾爾村鎧・兜岳・屏風岩		1,110
11	立 里 荒 神	吉野郡野迫川村立里荒神社周辺	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	2,458 (54)
12	日 張 山	宇陀市菟田野区日張山周辺		300
13	高 見 山	吉野郡東吉野村高見山		3,102
14	下 市	吉野郡下市町秋野川右岸・左岸 の一部	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	880
15	金 剛 葛 城	葛城五条市、御所市、葛城市	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	4,184
16	前 鬼	吉野郡下北山村前鬼	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	1,033
17	旭	吉野郡十津川村	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	1,190
18	白 谷 川	吉野郡十津川村	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	250
19	花 瀬 山	吉野郡十津川村	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	1,836
20	薊 岳	吉野郡川上村	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	124
21	白 川 又	吉野郡上北山村	平成 23 年 11 月 1 日から 平成 33 年 10 月 31 日まで	1,688 (379)
計 21ヶ所				38,548 (1,364)

(注) 面積のかっこ書は、内数で特別保護地区である。

表2-3-2 休猟区の状況

平成25年3月31日現在設定なし

表2-3-3 鳥獣捕獲禁止区域の状況

(平成25年3月31日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
1	奈良公園	奈良市登大路町、雑司町、川上町、春日野一円	永年	496
2	竜田公園	生駒郡斑鳩町	〃	15
3	大神神社	桜井市三輪	〃	280

表2-3-4 鉛散弾規制地域の状況

(平成25年3月31日現在)

名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
坂本ダム鉛散弾規制地	吉野郡上北山村坂本ダム周辺	平成12年11月1日から 特に終期を定めない	61

表2-3-5 特定猟具使用禁止区域(銃)の状況

(平成25年3月31日現在)

番号	名称	所在地	存続期間	面積 (ha)
1	大和平野	大和平野部一円	平成22年11月1日から 平成32年10月31日まで	48,459
2	津風呂湖	吉野町津風呂湖水面及び吉野町運動公園並びに グランテージゴルフクラブ敷地内とその周辺	〃	660
3	高山ダム	奈良市月ヶ瀬、山辺郡山添村高山ダム水面及び 周遊道路、対岸道路に囲まれた地域	〃	111
4	奈良万葉 カントリー倶楽部	奈良市万葉ゴルフ場及びその周辺50m以内	〃	75
5	重阪牧場	御所市重阪牧場区域	〃	60
6	春日台 カントリークラブ	天理市春日台カントリークラブゴルフ場及びそ の周辺50m以内	〃	142
7	東海自然歩道	奈良県下を通ずる東海自然歩道の両側100m 以内	〃	1,575
8	曾爾高原	曾爾村伊賀見及び亀山周辺	〃	508
9	室生ダム	宇陀市室生、榛原の室生ダム水面及び周遊道路	〃	160
10	天川	吉野郡天川村北角周辺	〃	101
11	二津野ダム	十津川村二津野ダム水面	〃	192
12	上野地	十津川村上野地周辺	〃	100
13	大宇陀	宇陀市大宇陀西部	〃	2,949
14	布目ダム	奈良市、山添村にまたがる布目ダム水面及び周 辺	平成24年11月1日から 平成34年10月31日まで	174
15	上津ダム	山添村の上津ダム周辺	平成18年11月1日から 平成28年10月31日まで	42
16	西吉野	五條市西吉野町北部	平成22年11月1日から 平成32年10月31日まで	3,000

番号	名 称	所 在 地	存 続 期 間	面積 (ha)
17	須 川	須川貯水池及び奈良スポーツ振興カントリークラブゴルフ場及びその周辺	平成 14 年 11 月 1 日から 平成 24 年 10 月 31 日まで	420
18	桃 俣	桃俣区有林内桃俣ふるさと村自然遊園及びその周辺	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	100
19	御 所	御所市古瀬周辺	平成 15 年 11 月 1 日から 平成 24 年 10 月 31 日まで	37
20	初 瀬 ダ ム	初瀬ダム及びその周遊道路に囲まれた地域	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	37
21	龍 王 山	龍王山頂から天理ダム及びその周辺並びに長岳寺ルート・崇神ルート周辺に囲まれた区域	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	265
22	桜 井	大和平野特定猟具使用禁止区域（銃）に接する生田地域	平成 14 年 11 月 1 日から 平成 24 年 10 月 31 日まで	30
23	菟 田 野	宇陀市菟田野北西部	平成 17 年 11 月 1 日から 平成 27 年 10 月 31 日まで	441
24	高 取	高取町東部	〃	683
25	大 淀	県道今木出口線、国道 169 号を結んだ線より南側及び西側	〃	2,570
26	五 條 條	五條市一円	平成 19 年 11 月 1 日から 平成 29 年 10 月 31 日まで	5,005
27	大 深	県道阪本五條線と市道大深大平線に囲まれた大深小学校周辺	〃	30
28	牧Ⅱ 五 條 市	五條市域の牧Ⅱ団地とその周辺	〃	4
29	生 琉 里	生琉里町及び新奈良ゴルフクラブ周辺	平成 20 年 11 月 1 日から 平成 30 年 10 月 31 日まで	151
30	デ ィ ア パ ー ク ゴ ル フ ク ラ ブ	ディアパークゴルフクラブ	〃	81
31	奈 良 柳 生 カ ン ト リ ー ク ラ ブ	奈良柳生カントリークラブ及びその周辺	〃	119
32	宇 陀 カ ン ト リ ー ク ラ ブ ゴ ル フ 場	宇陀カントリークラブゴルフ場及びその周辺	〃	250
33	阿 騎 野 ゴ ル フ 倶 楽 部 ゴ ル フ 場	阿騎野ゴルフ倶楽部ゴルフ場及びその周辺	〃	190
34	水 泥	御所市水泥周辺	〃	29
35	新 田	御所市新田周辺	〃	43
36	朝 倉	桜井市朝倉周辺	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	182
37	榛 原	宇陀市榛原萩原周辺	〃	775
38	都 祁	奈良市蘭生、都祁小山戸、都祁吐山周辺	〃	1,390
39	川 上	川上村中奥川上流	平成 22 年 11 月 1 日から 平成 32 年 10 月 31 日まで	823
40	大 塔	五條市大塔町殿野	〃	300
41	吉 野	吉野町丹治・飯貝周辺	〃	381
42	福 住	天理市福住町の一部	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 28 年 10 月 31 日まで	52
43	三 ケ 谷	山添村三ヶ谷	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 31 年 10 月 31 日まで	14
44	富 田、戸 毛	御所市富田、戸毛周辺	〃	118
45	神 野 山 東	山添村の神野山周辺	平成 23 年 11 月 1 日から 平成 33 年 10 月 31 日まで	226
46	神 野 山 西	奈良市、山添村の神野山周辺	〃	112
47	中 原	五條市大塔町	〃	390
48	オ ー ク モ ン ト ゴ ル フ ク ラ ブ	オークモントゴルフクラブ	平成 24 年 11 月 1 日から 平成 34 年 10 月 31 日まで	100
		計 48 ヶ所		73,656

(注) 現在、特定猟具使用禁止区域は銃にかかるもののみ指定されている。

表 2-3-6 特定希少野生動植物 (12 種)

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

番 号	名 称 (科 名)
1	カスミサンショウウオ (サンショウウオ科)
2	ナゴヤダルマガエル (アカガエル科)
3	ニッポンバラタナゴ (コイ科)
4	コサナエ (サナエトンボ科)
5	ヒメタイコウチ (タイコウチ科)
6	ヒメイノモトソウ (イノモトソウ科)
7	オオミネイワヘゴ (オシダ科)
8	キレンゲショウマ (ユキノシタ科)
9	カツラギグミ (グミ科)
10	カワゼンゴ (セリ科)
11	ニセツクシアザミ (キク科)
12	ツクシガヤ (イネ科)

※ 番号 1～5 は動物、番号 6～12 は植物

表 2 - 5-1 県内の文化財の指定件数

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区 分		件 数	備 考	
有形文化財	国 宝	212件		
	重 要 文 化 財	1,436件	国宝を含む	
	県 指 定 有 形 文 化 財	343件		
	小 計	1,779件		
無形文化財	重 要 無 形 文 化 財	2件	個人 2 人	
	県 指 定 無 形 文 化 財	3件		
	小 計	5件		
民俗文化財	有 形	重要有形民俗文化財	5件	
		県指定有形民俗文化財	21件	
		小 計	26件	
	無 形	重要無形民俗文化財	7件	
		県指定無形民俗文化財	36件	
		小 計	43件	
記念物	史 跡	特 別 史 跡	10件	
		史 跡	120件	特別史跡を含む
		県 指 定 史 跡	52件	
		小 計	172件	
	名 勝	特 別 名 勝	3件	(注)
		名 勝	14件	特別名勝を含む
		県 指 定 名 勝	4件	
		小 計	18件	
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	3件	
		天 然 記 念 物	24件	特別天然記念物を含む
		県 指 定 天 然 記 念 物	60件	
		小 計	84件	
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	3地区		
重要文化的景観	重 要 文 化 的 景 観	1件		
文化財の保存技術	選 定 保 存 技 術	8件	個人 8 人	
	県 選 定 保 存 技 術	1件	個人 1 人	
	小 計	9件		

(注) 記念物については、同一の物件につき2つの種別に重複して指定が行われている場合、優先する種別のみ  
に1件として数えた件数(例えば「名勝及び史跡」は名勝のみに計上)。

表 2-5-2 国指定文化財の指定件数

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

件名 区分	国 宝									計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 資 古 料	歴 史 料	
	件数	件数								
奈 良 県	64	71	14	70	38	14	3	9	0	212
全 国	217	265	158	126	252	223	60	44	3	1,083
対全国比(%)	29.5	26.8	8.9	55.6	15.1	6.3	5.0	20.5	—	19.6

件名 区分	重 要 文 化 財 (※含 国 宝)									計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 資 古 料	歴 史 料	
	件数	棟数								
奈 良 県	261	374	135	506	230	190	54	50	10	1,436
全 国	2,398	4,526	1,977	2,668	2,432	1,887	745	594	173	12,874
対全国比(%)	10.9	8.3	6.8	19.0	9.5	10.1	7.2	8.4	5.8	11.2

件名 区分	特 別 史 跡	特 別 名 勝	特 記 別 天 然 物	計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	計	重 要 無 形 文 化 財	重 要 無 形 民 俗 文 化 財	重 要 有 形 民 俗 文 化 財	重 要 保 存 地 区 群	重 要 景 観	選 定 保 存 術	登 録 有 形 文 化 財	
															個人	団体
															個人	団体
奈 良 県	10	3	3	16	120	14	24	158	個人2 認定3	7	5	3	1	個人8 団体1	202	2
全 国	60	30	72	162	1,682	336	961	2,979	個人113人 団体26団体	278	212	93	30	個人46件 52人 団体29件 31団体	9,124	14
対全国比(%)	16.7	10.0	4.2	9.9	7.1	3.9	2.5	5.3	—	2.5	2.4	3.2	3.3	—	2.2	14.3

(注) 重要文化財及び史跡・名勝・天然記念物の件数には、それぞれ国宝、特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。

表 2-5-3 県指定文化財の指定件数

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

件名 区分	有 形 文 化 財									史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	無 形 民 俗 文 化 財	無 形 民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	選 定 保 存 術	計
	建 造 物		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 典 跡 籍	古 文 書	考 資 古 料	歴 史 料								
	件数	棟数															
奈 良 県	115	187	39	100	45	13	13	12	6	52	4	60	3	36	21	1	520



表 2 - 5-4 文化財の保護対策 (平成 24 年度)

事業名	事業内容
文化財保存事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国・県指定にかかる文化財の保存・修理等に対する補助               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 県指定文化財 ... 修理保存事業ほか</li> <li>(イ) 国指定文化財 ... 修理保存事業ほか</li> </ul> </li> <li>(2) 文化財防災対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 文化財防災設備整備</li> <li>(イ) 文化財防災設備保守点検及び修理</li> </ul> </li> <li>(3) 史跡地等の保護・調査               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 史跡地環境整備事業 ... 市町村等による環境整備事業に対する補助</li> <li>(イ) 史跡地公有化事業 ... 市町村による史跡地買上に対する補助</li> <li>(ウ) カモシカ食害対策事業 ... カモシカ生息状況調査ほか</li> </ul> </li> <li>(4) 埋蔵文化財発掘調査               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 国庫補助事業... 県営ほ場整備に伴う発掘調査ほか</li> <li>(イ) 受託発掘調査... 京奈和自動車道ほか</li> </ul> </li> </ul>
重要文化財保存修理受託事業	文化財の所有者の委託を受けて、文化財保存事務所が薬師寺他の建造物を修理する。

表 3-1-1 市町村別の風致地区指定状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区分 市町村名	地区数	面積 (ha)	種 別 内 訳 (ha)					備 考
			第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 5 種	
奈良市	6	4,727.9	1,809.0	1,455.4	1,311.2	24.5	127.8	
大和郡山市	2	478.0	341.0	69.0	37.0	27.6	3.4	
天理市	1	1,338.0	151.9	1,066.9	118.6	—	0.6	
橿原市	4	371.3	212.0	61.0	58.2	40.1	—	
桜井市	3	1,406.9	304.0	977.7	—	125.2	—	
生駒市	1	1,010.0	—	348.5	287.5	316.9	57.1	
斑鳩町	1	628.4	80.9	376.3	171.2	—	—	
明日香村	1	2,418.0	125.6	855.4	1,437.0	—	—	村全域を指定
計	19	12,378.5	3,024.4	5,210.2	3,420.7	534.3	188.9	

表 3-1-2 風致地区における許可基準

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区分 種別	条 例 に よ る 基 準							指 導 要 綱 に よ る 基 準	
	建物の高さ (m)	建ぺい率 (%)	道路後退距離 (m)	隣地後退距離 (m)	緑地率 (%)	森林区域の緑地率 (%)	切土又は盛土高さ (m)	宅 地 割	
								1 ha 以上の開発地	1 ha 未満の開発地
第 1 種	8	20	3	1.5	40	60	2	1宅地当たり 500㎡以上	1宅地当たり 500㎡以上
第 2 種	10	30	2	1	30	50	3	最低 200㎡以上 平均 300㎡以上	原則として 200㎡ 以上
第 3 種	10	40	2	1	20	40	4		
第 4 種	12	40	2	1	20	40	4		
第 5 種	15	40	2	1	20	40	4		

表 3-1-3 風致地区における行為別許可申請件数 (最近 5 年間)

(単位：件)

区分 年度	建築物	工作物	土地形質 の変更	木竹の 伐採	土石の 採取	その他	計	協議通知 件数
平成 20 年度	366	106	167	10	0	27	676	210
平成 21 年度	433	88	128	12	1	3	665	337
平成 22 年度	619	34	24	0	0	5	682	456
平成 23 年度	432	539	202	14	0	36	1223	373
平成 24 年度	439	390	230	7	0	28	1094	212

(注) 協議：許可を要するとされる行為で、当該行為を国又は県の機関が行う場合  
 通知：風致の維持に著しい支障をおよぼさない公益に関する行為で許可又は協議を要しないとされるもの

表 3-1-4 風致地区及び歴史的風土特別保存地区における地区別許可申請件数 (平成 24 年度) (単位: 件)

市 町 村	風 致 地 区					歴史的風土特別保存地区			
	地区名	許可	協議	通知	計	地区名	許可	協議	計
奈 良 市	春 日 山	134	43	45	222	春 日 山	78	6	86
	佐 保 山	88	9	19	116	聖 武 天 皇 陵	0	1	1
						平 城 宮 跡	19	3	22
	平 城 山	60	7	15	82	山 陵	1	0	1
	あやめ池	523	2	46	571				
	西 の 京	83	5	9	97	唐 招 提 寺	1	0	1
						薬 師 寺	3	0	3
	富 雄	12	2	2	16				
計	900	68	136	1104					
大和郡山市	郡山城跡	34	0	7	41				
	矢田山	2	0	3	5				
	計	36	0	10	46				
生駒市	生駒山	59	0	39	98				
斑鳩町	斑鳩	52	2	29	83	法隆寺	8	0	8
天理市	山の辺	4	0	4	8	石上神宮	0	0	0
						崇神景行天皇陵	13	0	13
桜井市	三輪山の辺	6	0	6	12	三輪山	4	0	4
	鳥見山	1	0	1	2				
	磐余	3	0	1	4				
	計	10	0	8	18				
橿原市	耳成山	6	1	1	8	耳成山	0	0	0
	香久山	2	1	1	4	香久山	3	0	3
	畝傍山	3	0	0	3	畝傍山	3	0	3
	藤原宮跡	4	3	1	8	藤原宮跡	2	2	4
	計	15	5	3	23				
明日香村	明日香	30	5	75	110	飛鳥宮跡	7	2	9
						石舞台	0	0	0
						岡寺	0	0	0
						高松塚	0	0	0
						明日香2種	109	1	110
合 計	1106	80	304	1490	合 計	251	15	266	

(注) 風致地区の申請数は、歴史的風土保存区域に重複して規制される申請数を含む。

表 3-1-5 市町村別の歴史的風土保存区域及び特別保存地区等指定状況

① 古都保存法による指定 (平成 25 年 3 月 31 日現在) (単位: ha)

区 分	奈良市	天理市	橿原市	桜井市	斑鳩町	計
保 存 区 域	2,776	1,060	426	1,226	536	6,024
うち特別保存地区	1,809	82	212	304	81	2,488

② 明日香村特別措置法による指定 (平成 25 年 3 月 31 日現在) (単位: ha)

区 分	第 1 種地区	第 2 種地区	計 (明日香村全村)
面 積	126	2,278	2,404

表 3-1-6 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為規制

区 分		規 制 内 容	
保 存 区 域		届出制	指導・助言等による規制
特 別 保 存 地 区		許可制	原則として現状保存の規制
明日香村	第 1 種 地 区		
	第 2 種 地 区		著しい変更を抑制することとしているが、同村の生活環境を配慮し、建築物等については、一定の緩和を図っている。

表 3-1-7 歴史的風土保存区域及び特別保存地区等における行為許可申請件数（最近 5 年間）（単位：件）

年度	規制区分	行為区分					計
		建築物	工作物	土地形質の変更	木竹の伐採	その他	
平成20年度	保存区域	2	0	0	0	0	2
	特別保存地区	22	34	73	27	5	161
	明日香第2種地区	19	80	14	0	0	113
平成21年度	保存区域	2	2	3	0	0	7
	特別保存地区	42	18	43	14	3	120
	明日香第2種地区	17	101	8	4	1	131
平成22年度	保存区域	2	1	1	0	0	4
	特別保存地区	4	20	20	4	0	48
	明日香第2種地区	25	143	7	0	2	177
平成23年度	保存区域	2	3	0	0	0	5
	特別保存地区	38	73	74	20	0	205
	明日香第2種地区	31	108	11	1	2	153
平成24年度	保存区域	6	5	2	0	1	14
	特別保存地区	38	65	29	3	8	143
	明日香第2種地区	20	83	6	0	0	109

表 3-1-8 歴史的風土特別保存地区における買入れ実績（平成 25 年 3 月 31 日現在）

地区名	件数	面積 (m <sup>2</sup> )
春日山	693	2,320,362
平城宮跡	845	897,553
聖武天皇陵	3	1,238
山陵	28	23,867
唐招提寺	18	13,475
崇神景行天皇陵	124	115,884
三輪山	9	23,911
香久山	58	128,834
畝傍山	8	8,508
飛鳥宮跡第1種	217	182,537
明日香第2種	393	432,561
計	2,396	4,118,730

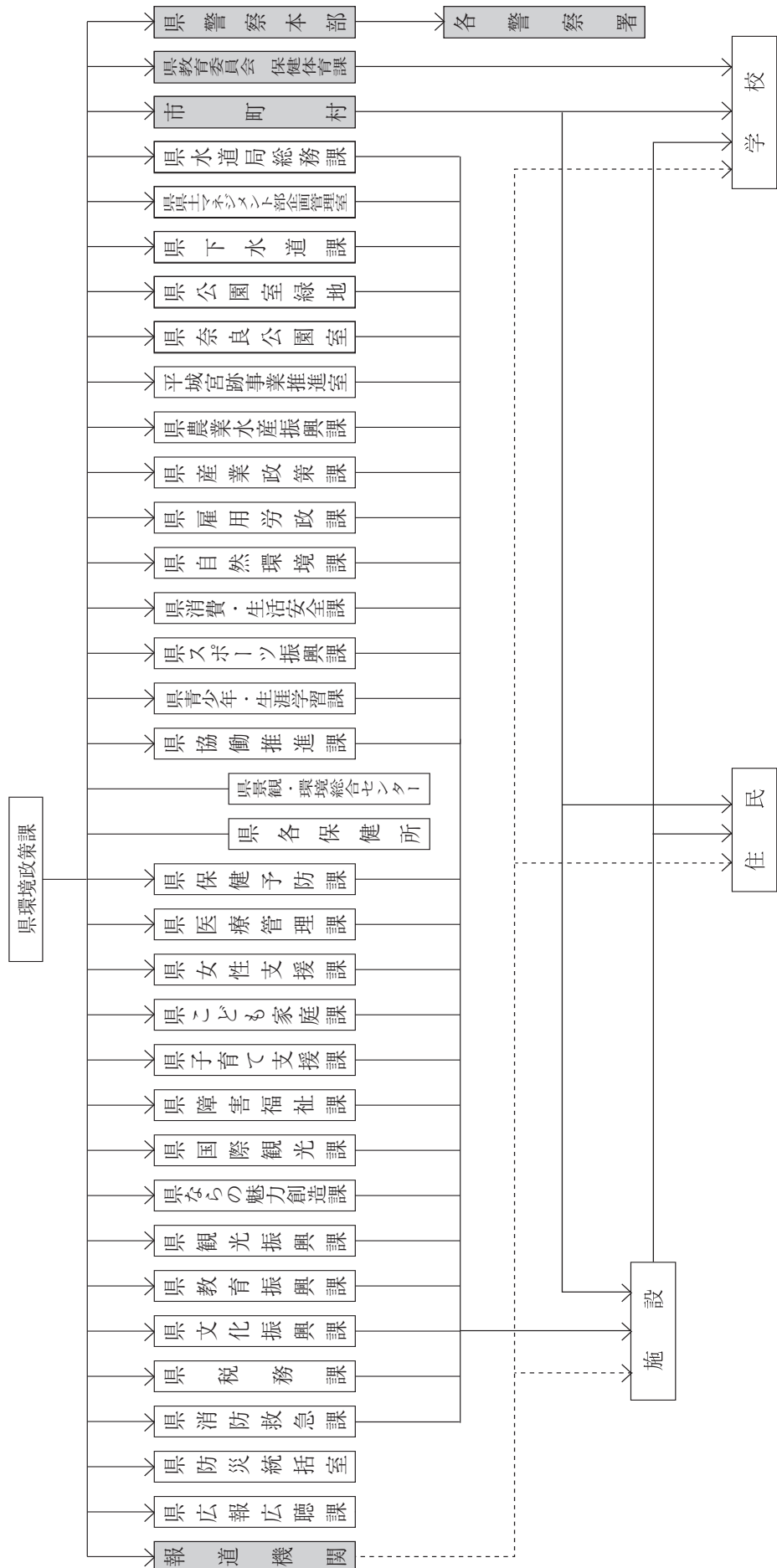
表 3-1-1-9 都市公園の現況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

市町村名	住 区 基 幹 公 園				都 市 基 幹 公 園				大 規 模 公 園				特 殊 公 園				国 営 公 園	都 市 緑 地	広 場 公 園	緑 道		都 市 公 園 合 計		1 人 当 り 公 園 面 積 (㎡/人)	都 市 計 画 区 域 人 口 (千 人)							
	街 区 公 園		近 隣 公 園		地 区 公 園		総 合 公 園		運 動 公 園		広 域 公 園		風 致 公 園		歴 史 公 園					募 園		面 積 (ha)	箇 所			面 積 (ha)	箇 所	面 積 (ha)	箇 所			
	面 積 (ha)	箇 所	面 積 (ha)	箇 所	面 積 (ha)	箇 所	面 積 (ha)	箇 所	面 積 (ha)	箇 所	面 積 (ha)	箇 所	面 積 (ha)	箇 所	面 積 (ha)	箇 所				面 積 (ha)	箇 所									面 積 (ha)	箇 所	面 積 (ha)
奈良県	1,610	225.06	77	138.98	24	126.74	12	165.93	6	82.10	2	554.98	4	29.55	6	4.14	1	8.53	1	46.10	419	269.19	1	0.39	67	3.93	2,230	1,655.62	12.02	1,377		
奈良市	425	54.87	10	20.54	3	15.66	1	23.20	1	27.80	1	502.38	0	0.00	1	0.16	0	0.00	0	0.00	87	86.04	0	0.00	0	0.00	0	0.00	529	730.65	20.35	359
大和高田市	11	2.61	6	8.90	1	2.31	1	5.71	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	19	19.53	2.75	71
大和郡山市	105	10.80	0	0.00	1	4.62	2	33.27	1	9.10	0	0.00	0	0.00	2	0.74	0	0.00	0	0.00	40	5.56	0	0.00	0	0.00	0	0.00	151	64.09	7.12	90
天理市	13	2.14	4	7.90	1	7.84	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	16.63	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	20	34.51	5.08	68
橿原市	195	13.53	5	8.77	1	4.10	1	25.94	1	10.20	0	0.00	1	4.41	0	0.00	1	8.53	0	0.00	19	8.60	0	0.00	0	0.00	0	0.00	224	84.08	6.73	125
桜井市	26	5.77	1	3.80	0	0.00	0	0.00	1	9.32	0	0.00	0	0.00	2	2.64	0	0.00	0	0.00	1	0.29	0	0.00	0	0.00	0	0.00	31	21.82	3.58	61
五條市	22	9.82	3	5.29	2	5.90	1	16.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	74	75.23	0	0.00	62	1.76	164	114.70	33.74	34		
御所市	13	1.06	2	3.62	0	0.00	0	0.00	1	11.95	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	1.15	0	0.00	0	0.00	20	17.78	5.93	30		
生駒市	211	30.72	12	16.88	3	15.54	2	39.39	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	110	46.50	0	0.00	5	2.17	343	151.20	12.60	120		
香芝市	97	14.76	4	9.63	1	4.57	1	1.68	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	47	10.12	0	0.00	0	0.00	150	40.76	5.36	76		
葛城市	52	3.88	9	10.96	2	11.80	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	8.51	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	64	35.15	9.76	36		
宇陀市	40	7.88	3	4.82	2	15.49	2	16.78	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.62	0	0.00	0	0.00	48	46.59	15.03	31		
平群町	50	6.60	1	1.40	1	7.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	52	15.00	7.50	20		
三郷町	55	10.00	0	0.00	2	8.31	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	21	9.16	0	0.00	0	0.00	78	27.47	11.94	23		
斑鳩町	22	0.96	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.60	0	0.00	0	0.00	2	16.11	0	0.00	0	0.00	26	18.06	6.23	29		
安堵町	6	0.91	1	2.04	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.39	0	0.00	7	2.95	3.69	8		
川西町	31	3.44	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	2.50	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	31	5.94	6.60	9		
三宅町	10	0.99	1	2.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	11	2.99	3.74	8		
田原本町	79	10.91	1	2.20	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	80	13.11	3.97	33		
高取町	1	0.25	0	0.00	1	3.48	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	3.73	4.66	8		
明日香村	2	0.25	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.24	0	0.00	0	0.00	4	46.59	77.65	6		
上牧町	37	5.15	1	1.17	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	38	6.32	2.63	24		
王寺町	37	5.24	3	8.19	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	3.66	0	0.00	0	0.00	42	17.09	7.43	23		
広陵町	16	8.30	5	11.86	1	6.51	0	0.00	0	0.00	0	25.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	1.19	0	0.00	0	0.00	27	53.56	15.75	34		
河合町	34	9.92	2	2.18	1	5.76	0	0.00	0	0.00	1	26.90	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	1.62	0	0.00	0	0.00	42	46.38	24.41	19		
吉野町	3	0.12	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	11.23	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	11.35	18.92	6		
大淀町	14	4.06	2	5.68	0	0.00	1	3.26	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	2.10	0	0.00	0	0.00	18	15.10	7.55	20		
下市町	3	0.12	1	1.15	1	7.85	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	9.12	15.20	6		

(※1) は浄化センター公園(大和郡山市・川西町)で、箇所数は大和郡山市に、(※2)は馬見丘陵公園(広陵町・河合町)で、箇所数は河合町にカウントしています。



図 3-3-1 光化学スモッグ広報伝達機構 (平成 25 年 4 月 1 日現在)



(注) **≡** 「防炎気象情報システム」による伝達  
**—** FAX による伝達  
**—** 有線放送・掲示等による伝達  
**-----** ラジオ・テレビ等その他の方法による伝達  
 (ただし、県から市町村へは防災ファックスとする。)

表 3-3-1 光化学スモッグ広報発令状況表 (平成 24 年度)

月 日	予 報				注 意 報			
	番号	発令時間	地域	Ox 濃度 ppm	番号	発令、解除時間	地域	Ox 濃度 ppm
7月27日	1	12:50	北部	生駒局 0.082				
		13:00	中部	王寺局 0.096				
		12:50	南部	高田・御所局 0.098				
7月29日	2	14:10	北部	生駒局 0.084				
		〃	中部	王寺局 0.086				
		〃	南部	高田・御所局 0.113				
8月9日	3	15:10	北部	生駒局 0.096				
		〃	中部	王寺局 0.112				
		〃	南部	高田局 0.119				
8月10日	4							
		13:40	南部	高田・御所局 0.094				
8月17日	5							
		16:15	南部	高田・御所局 0.110				

(注) 予報の解除は、午後 5 時としている

表 3-3-2 光化学スモッグ広報発令基準

広報区分	発 令 基 準
予 報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.08 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が悪化する恐れがあると認められるとき
注 意 報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.12 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
警 報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.24 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき
重大警報	測定点におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.40 ppm 以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき

表 3-3-3 光化学スモッグ広報発令地域区分

発令地域	該当市町村
大 和 平 野 北 部	奈良市・生駒市・大和郡山市
大 和 平 野 中 部	天理市・香芝市・王寺町・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・上牧町・広陵町・河合町
大 和 平 野 南 部	大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・葛城市・高取町・明日香村

表 3-3-4 光化学スモッグ対策措置事項

広報区分	措 置 事 項
予 報	(1) 注意報に備えて、テレビ、ラジオ等の報道に注意すること (2) 屋外での特に過激な運動はさけること (3) 目やのどに刺激を感じた人には、洗顔、うがいをするを指導すること
注 意 報	(1) 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさげ、屋内に入ることを指導すること (2) 目に刺激や痛みを感じた人には、洗眼することを指導すること (3) のど、鼻に刺激や痛みを感じた人には、うがいをするを指導すること (4) 症状のひどい人には、医師の指示を受けることを指導すること (5) 不用不急の自動車を使用しないよう要請すること (6) 工場又は事業場では屋外での燃焼行為をしないよう要請すること (7) 排出ガスを毎時1万立方メートル以上を排出する工場及び事業場（以下「関係事業場」という。）に対し、排出ガス量の減少を行うよう勧告すること
警 報	注意報の各措置事項の徹底をはかること
重大警報	(1) 学校及び施設では、屋外での運動をさげ、屋内に入ることを徹底をはかること (2) 自動車使用者に対し、自動車の使用をさけるよう強力に要請するとともに公安委員会に対し、当該地域における自動車交通の規制について道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請すること (3) 工場又は事業場での屋外燃焼行為をしないよう命令すること (4) 関係事業場に対し排出量の減少を行うよう命令すること

(注) この表の措置事項のうち注意報の(5)・(6)・(7)及び重大警報の(2)・(3)・(4)は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条の規定に基づくものであること。

表 3-3-5 工場騒音に係る特定施設

施設名		規模又は動力等
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上であるもの
	製管機械	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるもの
	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上であるもの
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
	タンブラー	すべてのもの
	切断機	といしを用いるもの
空気圧縮機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
送風機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
土石用 鉱物用	破碎機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
	摩砕機	
	ふるい	
	分級機	
織機		原動機を用いるもの
建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上であるもの
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上であるもの
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの
木材 加工 機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上であるもの
	碎木機	すべてのもの
	帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット盤以上、木工用にあつては 2.25 キロワット以上であるもの
	丸のこ	
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上であるもの
抄紙機		すべてのもの
印刷機械		原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表 3-3-6 工場騒音に係る規制基準（敷地境界線上）

（単位：デシベル）

区域の区分	許 容 限 度			
	昼 間	朝 ・ 夕		夜 間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時 まで
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種 低層住居専用地域・第 1 種中高層 住居専用地域・第 2 種中高層住居 専用地域・風致地区（第 3 種区域 に該当する区域を除く。）・歴史的 風土保存区域	50	45		40
第 2 種区域 第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・ 準住居地域（第 1 種区域に該当す る区域を除く。）・その他の区域	60	50		45
第 3 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業 地域	65	60		50
第 4 種区域 工業地域・工業専用地域	70	65		55

（注） 第 2 種から 4 種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所（患者収容施設を有するもの）・図書館・特別  
 養護老人ホームの敷地の 50 m 区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。  
 なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-7 特定建設作業及び規制基準 (騒音)

<p>特定建設作業</p>	<p>(1) くい打機 (もんけんを除く。)、くい抜機またはくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)</p> <p>(2) びょう打機を使用する作業</p> <p>(3) さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)</p> <p>(4) 空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであつてその原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</p> <p>(5) コンクリートプラント (混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) または、アスファルトプラント (混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</p> <p>(6) バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。) を使用する作業</p> <p>(7) トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。) を使用する作業</p> <p>(8) ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。) を使用する作業</p>	
<p>規制基準 (敷地境界線上)</p>	<p>規制値</p>	<p>85 デシベル</p>
<p>第1号区域</p>	<p>作業時間帯</p>	<p>午前7時～午後7時</p>
<p>作業時間</p>	<p>1日10時間以内</p>	
<p>作業期間</p>	<p>当該作業の場所において連続して6日を超えないこと</p>	
<p>作業禁止日</p>	<p>日曜日その他の休日</p>	
<p>第2号区域</p>	<p>作業時間帯</p>	<p>午前6時～午後10時</p>
<p>作業時間</p>	<p>1日14時間以内</p>	
<p>作業期間</p>	<p>当該作業の場所において連続して6日を超えないこと</p>	
<p>作業禁止日</p>	<p>日曜日その他の休日</p>	

(注) 基準には除外規定がある。第1号区域は、表3-3-6の第1種区域～第3種区域及び第4種区域のうち学校等の施設の敷地から80m以内であり、第2号区域は第1号区域以外の区域である。  
 なお、本表は騒音規制法・奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。



表 3-3-8 騒音に係る環境基準

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

① 一般地域 (道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※ AA: 地域指定なし

- A : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第 1 種・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域
- B : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、第 1 種・第 2 種住居地域・準住居地域
- C : 環境基準指定地域である 28 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

② 道路に面する地域

地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値を適用する。

基準値	
昼間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜間 午後 10 時 ~ 午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下) によることができる。	

※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を言う。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15 メートル
- ・ 2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20 メートル

表 3-3-9 道路交通騒音に係る要請限度

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区域の区分	時間の区分	昼 間 午前 6 時～ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時～ 午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

- ※ a 区域...騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・風致地区（第 3 種区域に該当する区域を除く。）・歴史的風土保存区域
- b 区域...騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域（第 1 種区域に該当する区域を除く。）・その他の区域
- c 区域...騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域である 29 市町村のうち、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表によらず次表の基準値を適用する。

昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～午前 6 時
75 デシベル	70 デシベル

- ※ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路。
- 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。
- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15 メートル
  - ・ 2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20 メートル

表 3-3-10 自動車騒音面的評価結果（平成 24 年度）

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	評価住居戸数	面的評価の結果				
						環境基準達成住居数(%)*3				
						昼夜*2とも	昼間*2のみ	昼夜*2とも	昼夜*2とも	
1	奈良市	一般国道24号	奈良市左京5丁目1	奈良市左京6丁目4	262	257 ( 98.1 )	0 ( 0.0 )	1 ( 0.4 )	4 ( 1.5 )	
2			奈良市二条大路南1丁目3	奈良市三条大路1丁目8	74	74 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
3			奈良市三条大路1丁目8	奈良市尼辻町	73	73 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
4			奈良市尼辻町	奈良市八条	8	8 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
5			奈良市八条	奈良市西九条町	46	46 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
6		奈良市三条本町7	奈良市四条大路1丁目4	1010	1007 ( 99.7 )	1 ( 0.1 )	0 ( 0.0 )	2 ( 0.2 )		
7		奈良市三条大路1丁目10	奈良市二条大路南2丁目1	32	30 ( 93.8 )	2 ( 6.3 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
8		奈良市二条大路南2丁目1	奈良市尼辻北町1	121	120 ( 99.2 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 0.8 )		
9		奈良市宝来5丁目9	奈良市学園大和町	194	161 ( 83.0 )	29 ( 14.9 )	0 ( 0.0 )	4 ( 2.1 )		
10		奈良市学園大和町	奈良市三碓3丁目7	211	211 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
11		奈良市三碓3丁目7	奈良市三碓6丁目1	7	7 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
12		奈良市三碓6丁目1	奈良市三碓町	511	511 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
13		奈良市三碓町	奈良市三碓町	28	28 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
14		奈良市三碓町	奈良市鳥見町	109	109 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
15		奈良市宝来町	奈良市宝来4丁目10	50	50 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )		
16	大和高田市	一般国道165号	大和高田市大字大谷	大和高田市大字大谷	40	37 ( 92.5 )	2 ( 5.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 2.5 )	
17			大和高田市大字大谷	大和高田市大字築山	184	167 ( 90.8 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	17 ( 9.2 )	
18			大和高田市神楽1丁目5	大和高田市日之出町19	398	398 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
19			大和高田市日之出町19	大和高田市三和町14	378	378 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
20			大和高田市三和町14	大和高田市旭北町5	13	13 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
21			大和高田市旭北町5	大和高田市旭南町3	62	62 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
22			大和高田市旭南町3	大和高田市大字今里	95	83 ( 87.4 )	11 ( 11.6 )	0 ( 0.0 )	1 ( 1.1 )	
23	大和郡山市	一般国道25号	大和郡山市筒井町	大和郡山市椎木町	574	556 ( 96.9 )	18 ( 3.1 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
24			大和郡山市椎木町	大和郡山市小泉町	228	228 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
25			大和郡山市小泉町	大和郡山市小泉町	26	26 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
26	天理市	一般国道24号	天理市二階堂 上ノ庄町	天理市嘉幡町	84	70 ( 83.3 )	7 ( 8.3 )	0 ( 0.0 )	7 ( 8.3 )	
27	橿原市	一般国道24号	橿原市十市町	橿原市南八木町1丁目5	784	762 ( 97.2 )	22 ( 2.8 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
28			橿原市南八木町1丁目5	橿原市兵部町2	38	37 ( 97.4 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 2.6 )	
29			一般国道166号	橿原市曾我町	橿原市四条町	158	158 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
30			一般国道169号	橿原市兵部町7	橿原市見瀬町	1190	1021 ( 85.8 )	45 ( 3.8 )	0 ( 0.0 )	124 ( 10.4 )
31			多武峯見瀬線	橿原市五条野町	橿原市見瀬町	387	386 ( 99.7 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 0.3 )
32	桜井市	一般国道166号	桜井市大字外山	桜井市大字忍阪	160	160 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
33			桜井市大字忍阪	桜井市大字粟原	16	15 ( 93.8 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 6.3 )	
34			桜井市大字粟原	桜井市大字粟原	9	9 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
35			桜井市大字粟原	桜井市大字粟原	20	20 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
36	桜井市大字粟原	桜井市大字粟原	6	6 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )			
37	五條市	一般国道24号	五條市三在町	五條市今井5丁目4	18	17 ( 94.4 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 5.6 )	
38			五條市今井5丁目4	五條市今井5丁目2	10	6 ( 60.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	4 ( 40.0 )	
39			五條市今井5丁目2	五條市今井4丁目1	89	66 ( 74.2 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	23 ( 25.8 )	
40			五條市今井4丁目1	五條市今井2丁目1	36	31 ( 86.1 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
41			五條市今井2丁目1	五條市五條2丁目3	22	21 ( 95.5 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
42	五條市五條2丁目3	五條市須恵1丁目3	55	47 ( 85.5 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 1.8 )			
43	御所市	一般国道24号	御所市大字元町	御所市大字室	225	176 ( 78.2 )	3 ( 1.3 )	0 ( 0.0 )	10 ( 4.4 )	
44	生駒市	一般国道163号	生駒市北田原町	生駒市高山町	66	48 ( 72.7 )	14 ( 21.2 )	0 ( 0.0 )	4 ( 6.1 )	
45			生駒市高山町	生駒市鹿ノ台東1丁目11	69	53 ( 76.8 )	15 ( 21.7 )	0 ( 0.0 )	1 ( 1.4 )	
46			一般国道168号	生駒市東生駒	生駒市小瀬町	1352	1352 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
47	市道大谷線	生駒市東生駒	生駒市東菜畑	488	433 ( 88.7 )	51 ( 10.5 )	0 ( 0.0 )	4 ( 0.8 )		
48	香芝市	中和幹線	香芝市穴虫	香芝市穴虫	9	9 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
49			香芝市穴虫	香芝市穴虫	303	303 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
50			香芝市穴虫	香芝市逢坂	114	114 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
51			香芝市逢坂	香芝市北今市	126	126 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
52			香芝市北今市	香芝市西真美2丁目1	154	154 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
53	香芝市西真美2丁目1	香芝市真美ヶ丘4丁目15	516	516 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )			
54	葛城市	一般国道24号	葛城市東室	葛城市柿本	26	20 ( 76.9 )	6 ( 23.1 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
55			葛城市柿本	葛城市北花内	58	56 ( 96.6 )	2 ( 3.4 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
56			葛城市北花内	葛城市北花内	43	43 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
57			葛城市北花内	葛城市忍海	22	20 ( 90.9 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	2 ( 9.1 )	
58			葛城市忍海	葛城市叢	31	31 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
59	宇陀市	一般国道165号	宇陀市榛原角柄	宇陀市榛原萩原	19	19 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
60			宇陀市榛原萩原	宇陀市榛原萩原	227	227 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
61			一般国道25号	王寺町本町1丁目12	王寺町畠田	359	309 ( 86.1 )	50 ( 13.9 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
62	奈良県	天理王寺線	王寺町葛下1丁目8	王寺町本町1丁目1	145	145 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
63			河合町池部	河合町薬井	456	456 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	
64			河合町川合	河合町高塚台1丁目18	526	496 ( 94.3 )	8 ( 1.5 )	0 ( 0.0 )	22 ( 4.2 )	
65	*1	西名阪自動車道	上牧町桜ヶ丘1丁目12	上牧町上牧	540	497 ( 92.0 )	6 ( 1.1 )	0 ( 0.0 )	37 ( 6.9 )	
			合 計		13690	13075 ( 95.5 )	292 ( 2.1 )	1 ( 0.0 )	273 ( 2.0 )	

(注)

- \*1 町については、奈良県が測定・評価
- \*2 昼間：午前6時から午後10時までの間、夜間：午後10時から翌日の6時までの間
- \*3 環境基準達成住居戸数/評価住居戸数×100 (%) (小数点第2以下四捨五入)

表3-3-11 環境騒音測定結果表(市町村測定分)  
一般地域(道路に面する地域以外の地域)

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
1	201	1	奈良市	鳥見町4丁目	H24.12.10	A	46	37	○	○	○
2	201	2	奈良市	学園大和町5丁目	H24.12.12	A	45	35	○	○	○
3	201	3	奈良市	六条2丁目	H24.12.12	A	47	37	○	○	○
4	201	4	奈良市	西登美ヶ丘7丁目	H24.12.10	A	43	32	○	○	○
5	201	5	奈良市	東登美ヶ丘1丁目	H24.12.10	A	44	32	○	○	○
6	201	6	奈良市	右京3丁目	H24.12.10	A	46	35	○	○	○
7	201	7	奈良市	南京終町5丁目	H24.12.12	C	49	43	○	○	○
8	201	8	奈良市	西九条町2丁目	H24.12.12	B	50	41	○	○	○
9	201	9	奈良市	四条大路3丁目	H24.12.12	A	46	36	○	○	○
10	201	10	奈良市	法蓮西町	H24.12.12	A	46	39	○	○	○
11	201	11	奈良市	南永井町	H24.12.12	B	42	37	○	○	○
12	201	12	奈良市	南紀寺町2丁目	H24.12.12	A	45	37	○	○	○
13	201	13	奈良市	あやめ池南3丁目	H24.12.10	B	44	35	○	○	○
14	201	14	奈良市	西大寺南町	H24.12.10	C	52	44	○	○	○
15	201	15	奈良市	奈良阪町	H24.12.10	B	47	37	○	○	○
16	201	16	奈良市	芝辻町4丁目	H24.12.12	C	52	46	○	○	○
17	203	1	大和郡山市	北郡山町132-1	H24.11.29	C	46	43	○	○	○
18	203	2	大和郡山市	北郡山町528-47	H24.11.29	B	35	33	○	○	○
19	203	3	大和郡山市	柳4丁目25	H24.11.29	C	46	40	○	○	○
20	203	4	大和郡山市	矢田山町29-11	H24.11.29	A	42	35	○	○	○
21	203	5	大和郡山市	新町741-1	H24.11.29	B	47	33	○	○	○
22	203	6	大和郡山市	小泉町1678-1	H24.11.29	A	47	34	○	○	○
23	203	7	大和郡山市	小泉町東二丁目3-3	H24.11.29	C	53	45	○	○	○
24	203	8	大和郡山市	今国府町764	H24.11.29	C	47	33	○	○	○
25	203	9	大和郡山市	筒井町957-3	H24.11.29	C	59	54	○	○	○
26	203	10	大和郡山市	柏木町127	H24.11.29	B	45	33	○	○	○
27	204	1	天理市	川原城町(神明神社付近)	H24.11.8	C	47	36	○	○	○
28	204	2	天理市	三島町(三島公会堂付近)	H24.11.8	A	49	41	○	○	○
29	204	3	天理市	石上町(石上児童館)	H24.11.8	C	47	45	○	○	○
30	204	4	天理市	勾田町(天理教玉島舘所付近)	H24.11.8	C	57	51	○	×	×
31	204	5	天理市	中町(中町会館)	H24.11.8	C	41	37	○	○	○
32	204	6	天理市	嘉幡町(二階堂公民館)	H24.11.8	C	49	46	○	○	○
33	204	7	天理市	二階堂上ノ庄町(西中学校西側)	H24.11.8	C	48	39	○	○	○
34	204	8	天理市	杉本町(おやさと19号館北側広場)	H24.11.8	A	42	36	○	○	○
35	204	9	天理市	田井庄町(児童公園付近)	H24.11.8	C	50	39	○	○	○
36	204	10	天理市	西長柄町(長柄第二街区公園)	H24.11.8	B	49	37	○	○	○
37	204	11	天理市	西長柄町(天理銘木センター西側)	H24.11.8	C	53	36	○	○	○
38	204	12	天理市	櫛本町(白川台公園)	H24.11.8	C	44	43	○	○	○
39	204	13	天理市	櫛本町(櫛本公民館)	H24.11.8	B	47	41	○	○	○
40	204	14	天理市	柳本町(板通公民館付近)	H24.11.8	B	50	29	○	○	○

関係資料  
第3部

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
41	204	15	天理市	遠田町 (ふるさと園付近)	H24.11.8	B	51	38	○	○	○
42	205	1	橿原市	白橿町2-6 (阿弥陀児童公園横)	H24.11.12	A	47	34	○	○	○
43	205	2	橿原市	川西町74 (県営橿原団地中央集会所前)	H24.11.12	A	45	39	○	○	○
44	205	3	橿原市	上飛騨町57 (日高山団地内)	H24.11.12	B	47	36	○	○	○
45	205	4	橿原市	畝傍町9-1 (市保健福祉センター前)	H24.11.12	C	48	36	○	○	○
46	205	5	橿原市	久米町860 (県営橿原野球場南側)	H24.11.12	C	53	41	○	○	○
47	205	6	橿原市	法花寺町537-13 (緑ヶ丘住宅内公園)	H24.11.12	C	50	43	○	○	○
48	205	7	橿原市	十市町650 (箱塚荘園内)	H24.11.12	C	43	38	○	○	○
49	206	1	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	42	41	-	-	-
50	206	2	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	51	45	-	-	-
51	206	3	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	50	43	-	-	-
52	206	4	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	48	41	-	-	-
53	206	5	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	46	41	-	-	-
54	206	6	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	50	37	-	-	-
55	206	7	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	51	44	-	-	-
56	206	8	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	47	44	-	-	-
57	206	9	桜井市	大字浅古485-1 (グリーンパーク)	H24.11.8	-	41	36	-	-	-
58	206	10	桜井市	大字下り尾819 (最終処分場)	H24.11.8	-	41	38	-	-	-
59	209	1	生駒市	鹿ノ台西1丁目 鹿ノ台中央公園	H24.11.19	A	46	34	○	○	○
60	209	2	生駒市	ひかりが丘3丁目 ふれあい公園	H24.11.12	B	52	44	○	○	○
61	209	3	生駒市	高山町 高山サイエンスプラザ	H24.11.19	C	48	41	○	○	○
62	209	4	生駒市	真弓3丁目 真弓中央公園	H24.11.19	A	44	36	○	○	○
63	209	5	生駒市	あすか野北1丁目 あすか野森の広場	H24.11.12	A	49	39	○	○	○
64	209	6	生駒市	生駒台北 生駒台北第2公園	H24.11.14	A	52	34	○	○	○
65	209	7	生駒市	俵口町	H24.11.14	B	51	41	○	○	○
66	209	8	生駒市	光陽台 光陽台中央公園	H24.11.14	A	44	34	○	○	○
67	209	9	生駒市	辻町 桜ヶ丘小学校	H24.11.14	A	46	38	○	○	○
68	209	10	生駒市	元町1丁目 たけまるホール	H24.11.12	C	46	41	○	○	○
69	209	11	生駒市	山崎町 山崎浄水場	H24.11.14	B	48	40	○	○	○
70	209	12	生駒市	中菜畑1丁目 中菜畑第1公園	H24.11.14	B	44	37	○	○	○
71	209	13	生駒市	東生駒3丁目 東生駒南第2公園	H24.11.14	A	51	41	○	○	○
72	209	14	生駒市	緑ヶ丘 緑ヶ丘第1公園	H24.11.14	A	44	34	○	○	○
73	209	15	生駒市	さつき台1丁目 さつき台第2公園	H24.11.14	A	54	42	○	○	○
74	209	16	生駒市	壱分町 晴光台集会所	H24.11.14	B	50	36	○	○	○
75	209	17	生駒市	萩原町 生駒南中学校	H24.11.14	B	53	44	○	○	○
76	209	18	生駒市	萩の台3丁目 萩の台第2公園	H24.11.14	A	53	38	○	○	○
77	210	1	香芝市	磯壁1丁目1050-2 (香の池 南側路上)	H24.11.30	B	45	40	○	○	○
78	210	2	香芝市	鎌田438-1 (鎌田墓地・公園)	H24.11.30	A	47	45	○	○	○
79	210	3	香芝市	別所967 (別所公民館前)	H24.11.30	B	42	40	○	○	○
80	210	4	香芝市	白鳳台1丁目14 (白鳳台集会所)	H24.11.30	A	44	41	○	○	○

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町・字名・施設名称等			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
81	210	5	香芝市	旭ヶ丘2丁目5 (旭ヶ丘近隣公園)	H24.11.30	A	50	44	○	○	○
82	210	6	香芝市	関屋北6丁目6 (せきや青葉台会館)	H24.11.30	—	44	38	—	—	—
83	210	7	香芝市	高山台3丁目14 (郡ヶ池近隣公園駐車場前)	H24.11.30	A	46	41	○	○	○
84	210	8	香芝市	逢坂1丁目374-1 (香芝市総合福祉センター)	H24.11.30	B	44	40	○	○	○
85	211	1	葛城市	東室63-2	H25.3.29	B	51	52	○	○	○
86	211	2	葛城市	柿本46-6	H25.3.29	C	47	46	○	○	○
87	211	3	葛城市	北花内676-2	H25.3.29	C	45	44	○	○	○
88	211	4	葛城市	新町347-2	H25.3.29	C	47	46	○	○	○
89	211	5	葛城市	忍海252-2	H25.3.29	B	55	54	○	×	×
90	211	6	葛城市	大屋211-1	H25.3.29	A	44	36	○	○	○
91	211	7	葛城市	長尾199-20	H25.3.29	A	44	42	○	○	○
92	211	8	葛城市	當麻1388-3	H25.3.29	—	44	37	—	—	—
93	212	1	宇陀市	大宇陀小附1184 (カンデ山公園)	H24.12.18	C	42	36	○	○	○
94	212	2	宇陀市	大宇陀下竹171-40 (山田米穀店付近)	H24.12.18	C	53	46	○	○	○
95	212	3	宇陀市	大宇陀下出口2263 (センター松山)	H24.12.18	B	45	39	○	○	○
96	212	4	宇陀市	大宇陀拾生1871-1 (福祉会館)	H24.12.18	B	53	54	○	○	○
97	212	5	宇陀市	菟田野古市場1263 (菟田野保育所)	H24.12.17	C	48	42	○	○	○
98	212	6	宇陀市	菟田野岩崎 (オンジ山児童公園)	H24.12.17	B	41	42	○	○	○
99	212	7	宇陀市	榛原篠楽 (白樺台公園)	H24.12.19	C	41	36	○	○	○
100	212	8	宇陀市	榛原ひのき坂 (ひのき坂古墳公園)	H24.12.19	A	42	35	○	○	○
101	212	9	宇陀市	榛原天満台西 (大和富士ホール)	H24.12.19	A	49	40	○	○	○
102	212	10	宇陀市	高萩台 (近鉄榛原駅北)	H24.12.19	C	55	46	○	○	○
103	361	1	川西町	結崎30-5 (フレックスパーク)	H25.1.9	A	48	38	○	○	○
104	361	2	川西町	結崎598-1 (出屋敷公園)	H25.1.9	B	54	46	○	○	○
105	361	3	川西町	結崎1598-1先	H25.1.9	C	56	50	○	○	○
106	362	1	三宅町	石見99-1 (石見第2児童公園)	H24.11.29	B	49	46	○	×	×
107	362	2	三宅町	屏風44-41 (第2東屏風児童公園)	H24.11.29	A	39	46	○	×	×
108	362	3	三宅町	伴堂520	H24.11.29	B	42	45	○	○	○
109	427	1	河合町	高塚台第3公園	H25.1.24	A	48	52	○	×	×
110	427	2	河合町	高塚台1-4-1	H25.1.24	C	54	49	○	○	○
111	427	3	河合町	高塚台まほろばホール	H25.1.24	A	60	54	×	×	×
112	427	4	河合町	星和台1-2-17	H25.1.24	C	51	52	○	○	○
113	443	1	下市町	大字下市235	H24.10.9	C	46	48	○	○	○
114	443	2	下市町	大字新住825-1	H24.10.9	A	48	43	○	○	○
115	443	3	下市町	大字阿知賀1821-1	H24.10.9	B	45	35	○	○	○

表3-3-12 環境騒音測定結果表(市町村測定分)

道路に面する地域

番号	市町村		測定地点		測定開始年月日	地域類型	車線数	環境基準類型	近接空間	等価騒音レベル(dB)		環境基準達成状況		
	コード	一連番号	市町村名	町域名・字名・施設名称等						昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
1	201	1	奈良市	佐保台西町	H24.12.10	一般国道24号	4	C	1	58	52	○	○	○
2	201	2	奈良市	柏木町	H24.12.12	一般国道24号	4	C	1	69	66	○	×	×
3	201	3	奈良市	二条大路南三丁目	H24.12.10	主要地方道奈良生駒線	4	B	1	67	63	○	○	○
4	203	1	大和郡山市	美濃庄町	H24.11.29	国道24号	4	-	1	68	66	-	-	-
5	203	2	大和郡山市	下三橋町	H24.11.29	国道24号	4	C	1	69	66	○	○	○
6	203	3	大和郡山市	藤原町	H24.11.29	県道奈良・大和郡山・斑鳩線	2	B	1	67	61	○	○	○
7	205	1	橿原市	葛本町	H24.11.12	国道24号	2	C	1	69	66	○	×	×
8	205	2	橿原市	五井町	H24.11.12	国道166号線	2	C	1	70	65	○	○	○
9	205	3	橿原市	菖蒲町	H24.11.12	県道多武峰見瀬線	2	A	1	65	57	○	○	○
10	208	1	御所市	大字蛇穴390	H25.2.13	一般国道24号	1	B	1	75	72	×	×	×
11	209	1	生駒市	鹿ノ台北2丁目	H24.11.19	市道鹿ノ台中央大通り線	2	A	0	61	55	×	○	×
12	209	2	生駒市	ひかりが丘1丁目	H24.11.12	市道高山北田原線	1	B	0	65	57	○	○	○
13	209	3	生駒市	北田原町	H24.11.12	国道163号	2	C	1	73	72	×	×	×
14	209	4	生駒市	北大和5丁目	H24.11.19	市道押熊真弓線	2	A	0	63	58	×	×	×
15	209	5	生駒市	北大和1丁目	H24.11.12	市道真弓芝線	2	A	0	66	57	×	×	×
16	209	6	生駒市	白庭台2丁目	H24.11.12	市道奈良阪南田原線	2	A	0	71	62	×	×	×
17	209	7	生駒市	真弓3丁目	H24.11.19	市道奈良阪南田原線	2	A	0	70	63	×	×	×
18	209	8	生駒市	あすか野北2丁目	H24.11.12	市道西村線	2	A	0	67	59	×	×	×
19	209	9	生駒市	生駒台南	H24.11.14	市道俵口上線	2	A	0	65	60	×	×	×
20	209	10	生駒市	俵口町	H24.11.12	県道奈良生駒線	4	B	1	74	71	×	×	×
21	209	11	生駒市	辻町	H24.11.12	国道168号	4	C	1	70	62	○	○	○
22	209	12	生駒市	谷田町	H24.11.12	県道生駒停車場宛木線	2	C	1	67	62	○	○	○
23	209	13	生駒市	東生駒1丁目	H24.11.14	市道大谷線	2	A	0	70	66	×	×	×
24	209	14	生駒市	元町1丁目	H24.11.12	県道生駒停車場宝山寺線	2	C	1	59	54	○	○	○
25	209	15	生駒市	中菜畑2丁目	H24.11.14	国道168号(老分バイパス)	4	B	1	67	60	○	○	○
26	209	16	生駒市	東生駒1丁目	H24.11.14	県道大阪枚岡奈良線	2	B	1	70	65	○	○	○
27	209	17	生駒市	さつき台2丁目	H24.11.14	市道菜畑壱分線	2	A	0	67	60	×	×	×
28	209	18	生駒市	萩の台3丁目	H24.11.14	市道壱分乙田線	2	A	0	64	58	×	×	×
29	210	1	香芝市	五位堂2350(五位堂駅北側ロータリー)	H24.11.30	真美ヶ丘幹線	2	C	0	55	52	○	○	○
30	210	2	香芝市	真美ヶ丘6丁目4(香芝高校交差点)	H24.11.30	中和幹線	4	A	1	65	59	○	○	○
31	210	3	香芝市	旭ヶ丘1丁目31(旭ヶ丘団地東入口交差点)	H24.11.30	国道168号線	2	C	1	63	61	○	○	○
32	210	4	香芝市	穴虫98-1(奈良中央信用金庫前交差点)	H24.11.30	中和幹線	4	B	1	62	52	○	○	○
33	210	5	香芝市	下田西1丁目1450(下田交差点)	H24.11.30	国道168・165号線	2	C	1	60	49	○	○	○
34	211	1	葛城市	北花内172-2	H24.11.12	国道24号	2	B	1	70	67	×	×	×
35	212	1	宇陀市	榛原萩原	H24.11.8	国道165号	2	C	1	67	61	○	○	○
36	361	1	川西町	結崎830-49先	H25.1.9	県道天理・王寺線	2	A	1	64	58	○	○	○
37	424	1	上牧町	服部台4丁目	H24.9.13	西名阪自動車道	4	B	1	59	57	○	○	○
38	427	1	河合町	西穴閣	H25.1.24	県道大和高田斑鳩線	2	B	1	62	61	○	○	○

※近接空間について位置する場合は1、そうでない場合は0とする。



表 3-3-13 工場振動に係る特定施設

施 設 名		規 模 又 は 能 力 等
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレス以外のすべてのもの
	機械プレス	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上であるもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上であるもの
圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
土石用 鉋物用	破 碎 機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの
	摩 碎 機	
	ふ る い	
	分 級 機	
織 機		原動機を用いるもの
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上であるもの
コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であるもの
コンクリート柱製造機械		
木材加工 機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上であるもの
ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30キロワット以上であるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
鋳造型機		ジョルト式であるもの

表 3-3-14 工場振動に係る規制基準（敷地境界線上）

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分 昼間 （午前 8 時～午後 7 時）	夜間 （午後 7 時～翌日午前 8 時）
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・その他の地域	60	55
第 2 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域	65	60

（注） 学校・保育所・病院・診療所（患者収容施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の 50m の区域内の基準は、上表より 5 デシベルを減じる。

区域の区分は、平成 8 年 4 月 1 日から変更した。

なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-15 特定建設作業及び規制基準（振動）

特定建設作業	(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 (3) 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。） (4) ブレーカ（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。）		
規制基準 （敷地境界線上）	振動レベル （敷地境界）	75 デシベル	
		第 1 号区域	第 2 号区域
	作業時間帯	午前 7 時～午後 7 時	午前 6 時～午後 10 時
	作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
	作業期間	当該作業の場所において連続して 6 日を超えないこと	
	作業禁止日	日曜日その他の休日	

（注） 基準には除外規定がある。第 1 号区域・第 2 号区域は、表 3-3-7 のとおり。

なお、本表は振動規制法、奈良県生活環境保全条例に基づく規制基準である。

表 3-3-16 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分 昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～翌日午前 8 時)
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・その他の地域	65	60
第 2 種区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	70	65

(注) 区域の区分は、平成 8 年 4 月 1 日から変更した。

表 3-3-17 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町の全域

(2) 規制基準

① 敷地境界線（法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準）

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分		
	一般地域	順応地域	その他の地域
ア　ン　モ　ニ　ア	1	2	5
メ　チ　ル　メ　ル　カ　プ　タ　ン	0.002	0.004	0.01
硫　化　水　素	0.02	0.06	0.2
硫　化　メ　チ　ル	0.01	0.05	0.2
二　硫　化　メ　チ　ル	0.009	0.03	0.1
ト　リ　メ　チ　ル　ア　ミ　ン	0.005	0.02	0.07
ア　セ　ト　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.05	0.1	0.5
プ　ロ　ピ　オ　ン　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.05	0.1	0.5
ノ　ル　マ　ル　ブ　チ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.009	0.03	0.08
イ　ソ　ブ　チ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.02	0.07	0.2
ノ　ル　マ　ル　バ　レ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.009	0.02	0.05
イ　ソ　バ　レ　ル　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.003	0.006	0.01
イ　ソ　ブ　タ　ノ　ー　ル	0.9	4	20
酢　酸　エ　チ　ル	3	7	20
メ　チ　ル　イ　ソ　ブ　チ　ル　ケ　ト　ン	1	3	6
ト　ル　エ　ン	10	30	60
ス　チ　レ　ン	0.4	0.8	2
キ　シ　レ　ン	1	2	5
プ　ロ　ピ　オ　ン　酸	0.03	0.07	0.2
ノ　ル　マ　ル　酪　酸	0.001	0.002	0.006
ノ　ル　マ　ル　吉　草　酸	0.0009	0.002	0.004
イ　ソ　吉　草　酸	0.001	0.004	0.01

- (注) 1 この表において ppm とは大気中における含有率が百万分の一をいう。  
 2 一般地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画において定められている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条の規定により歴史的風土保存区域に指定されている地域をいう。  
 3 順応地域とは、2 及び 4 に規定する地域以外の地域をいう。  
 4 その他の地域とは、2 に規定する地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定により農業振興地域に指定されている地域をいう。

② 排出口（法第4条第1項第2号の規制基準）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに①に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第2条に規定する方法により算出して得た流量

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q：流量 (Nm<sup>3</sup> / 時)

He：補正された排出口の高さ (m)

Cm：①に掲げる規制基準の値 (ppm)

(補正された排出口の高さが5 m未満となる場合は適用されない)

③ 排水水（法第4条第1項第3号の規制基準）

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に規定する方法により、排水水中の濃度を算出する

$$C_{Lm} = K \times Cm$$

C<sub>Lm</sub>：排水水中の濃度 (mg / l)

K：係数で、下の表を参照 (mg / l)

C<sub>m</sub>：①に掲げる規制基準の値 (ppm)

特定悪臭物質名	排水水量 (m <sup>3</sup> / s)	K の 値
メチルメルカプタン	0.001 以下	16
	0.001 以上 0.1 以下	3.4
	0.1 以上	0.71
硫 化 水 素	0.001 以下	5.6
	0.001 以上 0.1 以下	1.2
	0.1 以上	0.26
硫 化 メ チ ル	0.001 以下	32
	0.001 以上 0.1 以下	6.9
	0.1 以上	1.4
二 硫 化 メ チ ル	0.001 以下	63
	0.001 以上 0.1 以下	14
	0.1 以上	2.9

表 3-4-1 環境基準水域類型指定状況

水 域	範 囲	類型	達成 期間	環境基準点	告 示	
大 和 川	大和川上流	桜井市初瀬取入口より上流	A 生物 B	イ イ	初瀬取入口	S.45.9.1. 閣 議 決 定 生物について H.18.6.30. 環 告 示
	大和川中流	桜井市初瀬取入口から 大阪府堺市浅香山まで	C 生物 B	ハ イ	藤 井	
	佐保川(1)	三条高橋より上流	B	ロ	三 条 高 橋	
	佐保川(2)	三条高橋から大和川合流点まで	C	ロ	額田部高橋	S.54.2.23. 県 告 示
	秋篠川	全 域	C	ハ	佐保川合流点前	
	菩提川	全 域	C	ハ	佐保川合流点前	
	曾我川(1)	高取川合流点より上流	C	イ	曾我川橋	
	曾我川(2)	高取川合流点から 大和川合流点まで	C	ハ	小柳橋	S.55.6.6. 県 告 示
	葛城川	全 域	C	ハ	枯木橋	
	高田川	全 域	C	ハ	里合橋	
	布留川(1)	みどり橋より上流	A	イ	みどり橋	
	布留川(2)	みどり橋から大和川合流点まで	C	ハ	大和川合流点前	
	寺川(1)	立石橋より上流	A	イ	立石橋	S.57.2.23. 県 告 示
	寺川(2)	立石橋から大和川合流点まで	C	ハ	吐田橋	
	飛鳥川(1)	神道橋より上流	A	イ	神道橋	
	飛鳥川(2)	神道橋から大和川合流点まで	C	ハ	保田橋	
	岡崎川	全 域	C	ハ	大和川合流点前	
	富雄川(1)	芝より上流	B	イ	芝	
富雄川(2)	芝から大和川合流点まで	C	ハ	弋鳥橋	S.58.2.22. 県 告 示	
竜田川	全 域	C	イ	竜田大橋		
葛下川	全 域	C	ハ	だるま橋		
紀 の 川	紀の川(1)	津風呂川合流点より上流	A A 生物 B	イ イ	檜井不動橋	S.47.11.6. 環 告 示 生物について H.22.9.24. 環 告 示
	紀の川(2)	津風呂川合流点から河口まで	A 生物 B	イ イ	大川橋	
	秋野川	全 域	B	ハ	秋野川流末	H.5.4.2. 県 告 示
	丹生川	全 域	A	イ	丹生川流末	
	大迫ダム 貯水池	全 域	湖沼 AⅢ 生物 B	イ イ	大迫ダム ダムサイト	H.15. 3.27 環 告 示 生物について H.22. 9. 24. 環 告 示
淀 川	宇陀川上流	新大東橋より上流	A A	イ	新大東橋	S.52.2.1. 県 告 示
	宇陀川中流	新大東橋から室生ダム湖まで（本郷川、井の谷川、町並川、香酔川および池谷川を含み室生ダム湖を除く）	A	イ	高倉橋	H.5.4.2. 県 告 示
	宇陀川下流	室生ダム湖ダムサイトから三重県境まで（北川を含む）	A	イ	辻堂橋	

水 域	範 囲	類型	達成 期間	環境基準点	告 示	
淀 川	黒 木 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	中 山 川	全 域	A	イ	宇陀川合流点前	
	笠 間 川	全 域	A	ロ	宇陀川合流点前	
	芳野川上流	岩脇橋より上流	A A	イ	岩 脇 橋	
	芳野川下流	岩脇橋から宇陀川合流点まで	A	イ	木 綿 橋	H.5.4.2. 県 告 示
	宇賀志川	全 域	A A	イ	芳野川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	四郷川上流	和田井堰より上流	A A	イ	和 田 井 堰	
	四郷川下流	和田井堰から芳野川合流点まで	A	イ	岩 崎 橋	S.22.3.9. 県 告 示
	母 里 川	全 域	A	イ	芳野川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	内 牧 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	天 満 川	全 域	A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	宮 川	全 域	A A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	鰻 守 川	全 域	A A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	深 谷 川	全 域	A A	イ	室生ダム湖 合 流 点 前	
	大 野 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	室 生 川	全 域	A A	イ	島谷取水口	
	高 寺 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	S.52.2.1. 県 告 示
	仮 屋 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	滝 谷 川	全 域	A A	イ	宇陀川合流点前	
	室生ダム湖	全 域	湖沼 A	イ	県営水道取 水 口 付 近	
	笠 間 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ	笠間川流末	H.5.4.2. 県 告 示
	遅 瀬 川	全 域	A	イ	金 比 羅 橋	
	布 目 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域 で布目ダム湖を除く	A	イ	鷲 千 代 橋	
	白 砂 川	全域 ただし奈良県の区域に属する水域	A	イ	白砂川流末	
	布目ダム湖	全 域	湖沼 AⅡ 全窒素 を除く	ハ	布目ダム湖 取 水 口	H.16.4.2. 県 告 示

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	環 境 基 準 点	告 示	
新 宮 川	熊野川上流	芦廼瀬川合流点より上流ただし猿谷ダム湖、風屋ダム湖を除く	A A	イ	上野地小原橋	S.52.12.6. 県 告 示
	熊野川下流	芦廼瀬川合流点から和歌山県境まで	A	ロ	二津野ダム湖取水口	
	北山川上流	池原ダム湖ダムサイトより上流ただし池原ダム湖を除く	A A	イ	北山大橋	
	北山川下流	池原ダム湖ダムサイトから下流で奈良県の区域に属する水域	A A	ロ	小口橋	
	洞 川	全 域	A A	ロ	持影橋	
	川原樋川	全 域	A A	イ	川原樋取水口	
	猿谷ダム湖	全 域	湖沼 A※	ロ	猿谷ダム湖取水口	
	風屋ダム湖	全 域	湖沼 A※	ロ	風屋ダム湖取水口	
	池原ダム湖	全 域	湖沼 A	ロ	池原ダム湖取水口	
	坂本ダム湖	全 域	湖沼 A	ロ	坂本ダム湖取水口	

- (注) 達成期間 「イ」は、直ちに達成  
「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成  
「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成  
暫定目標 5年以内で可及的すみやかに達成  
類 型 「※」は、SSについてのみ1月～6月及び10月～12月B-ロ、7月～9月C-ロ



表 3-4-2 水質汚濁に係る環境基準

〔水質汚濁に係る環境基準について昭和 46 年環境庁告示第 59 号〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
ひ 素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4 - ジオキサソ	0.05 mg/ℓ 以下

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

(2) 生活環境保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く）

ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN / 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN / 100 ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN / 100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特 B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

(備考) 基準値は年間平均値とする。

LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

② 湖沼(天然湖及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)

ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸 菌群 数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN / 100ml 以下	水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN / 100ml 以下	
B	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—	

(注) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作

または、前処理等を伴う高度の浄水操作をおこなうもの

水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該 当 水 域
		全 窒 素	全 リ ン	
I	自然環境保全及び II 以下の欄に 掲げるもの	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下	水域類型ごとに 指定する水域
II	水道 1 級 水産 1 種 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	
III	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下	
IV	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に 掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	
V	工業用水 2 級 環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。  
2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）

水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ) 河川のイ) に同じ

表3-4-3 地下水質測定結果総括表 (平成24年度)

項目名	概況調査数	検出数	うち基準値超過数	継続監視調査数	検出数	うち基準値超過数	環境基準値	最大検出濃度
カドミウム	69	5	0	0	0	0	0.003	<0.001
全シアン	69	0	0	0	0	0	ND	<0.1
鉛	71	10	3	0	0	0	0.01	0.098
六価クロム	69	0	0	0	0	0	0.05	0.02
ヒ素	69	15	0	1	1	1	0.01	0.017
総水銀	69	0	0	0	0	0	0.0005	<0.0005
PCB	69	0	0	0	0	0	ND	<0.0005
アルキル水銀	0	0	0	0	0	0	ND	ND
ジクロロメタン	69	0	0	0	0	0	0.02	<0.0002
四塩化炭素	69	0	0	0	0	0	0.002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	69	1	0	0	0	0	0.002	0.0003
1,2-ジクロロエタン	69	0	0	0	0	0	0.004	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	69	0	0	0	0	0	0.1	<0.0002
1,2-ジクロロエチレン	69	3	0	0	0	0	0.04	0.0093
1,1,1-トリクロロエタン	69	0	0	0	0	0	1.0	0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	69	0	0	0	0	0	0.006	<0.0002
トリクロロエチレン	69	3	0	0	0	0	0.03	0.0056
テトラクロロエチレン	69	0	0	0	0	0	0.01	<0.0002
1,3-ジクロロプロベン	69	0	0	0	0	0	0.002	<0.0002
チウラム	69	0	0	0	0	0	0.006	<0.001
シマジン	69	0	0	0	0	0	0.003	<0.0003
チオベンカルブ	69	0	0	0	0	0	0.02	<0.002
ベンゼン	69	5	0	0	0	0	0.01	0.0002
セレン	69	0	0	0	0	0	0.01	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	69	66	1	5	4	1	10	22
ふっ素	69	47	0	0	0	0	0.8	0.3
ほう素	69	51	0	0	0	0	1.0	0.45
1,4-ジオキサン	69	0	0	0	0	0	0.05	<0.005

(注) ・環境基準値及び最大検出濃度 単位：mg/ℓ、ND：不検出  
 例：<0.1→検出下限値0.1未満であったことを示す。  
 ・アルキル水銀は総水銀が検出された場合にのみ測定。

関係資料  
第3部

表 3-4-4 異常水質発生状況

番号	状 況	場 所	発生年月日
1	油 流 出	大和郡山市額田部 (大和川水系大井出川)	平成 24 年 4 月 6 日
2	染 料 流 出	斑鳩町神南 (大和川水系竜田川)	平成 24 年 4 月 27 日
3	染 料 流 出	桜井市川合 (大和川水系寺川流入水路)	平成 24 年 5 月 9 日
4	油 流 出	川上村大滝 (紀の川水系大滝ダム)	平成 24 年 5 月 18 日
5	油 流 出	生駒市北田原町 (淀川水系穴虫川)	平成 24 年 5 月 16 日
6	油 流 出	奈良市大和田町、大和郡山市城町 (大和川水系富雄川)	平成 24 年 5 月 22 日
7	不 法 投 棄	安堵町窪田 (大和川水系岡崎川)	平成 24 年 5 月 28 日
8	白 濁 水	香芝市穴虫 (葛下川支川竹田川)	平成 24 年 6 月 4 日
9	油 流 出	生駒市辻町 (大和川水系竜田川支川)	平成 24 年 6 月 6 日
10	白 濁 水	天理市前裁町 (大和川水系布留川北北流)	平成 24 年 6 月 11 日
11	油 流 出	広陵町百済 (葛城川支川広瀬川流入水路)	平成 24 年 6 月 15 日
12	油 流 出	天理市備前町 (大和川水系西門川)	平成 24 年 6 月 18 日
13	赤 色 濁 水	宇陀市榛原赤瀬 (淀川水系天満川支川)	平成 24 年 6 月 25 日
14	油 流 出	斑鳩町興留 (大和川水系三代川)	平成 24 年 7 月 3 日
15	白 濁 水	生駒市北佐越 (淀川水系天野川支川)	平成 24 年 8 月 4 日
16	油 流 出	生駒市北田原町 (淀川水系穴虫川)	平成 24 年 8 月 20 日
17	油 流 出	田原本町宮古 (大和川水系かんでん川)	平成 24 年 9 月 19 日
18	油 流 出	五條市上野町 (上野公園内池)	平成 24 年 10 月 9 日
19	魚 へ い 死	大和高田市市場 (大和川水系葛下川)	平成 24 年 10 月 9 日
20	油 流 出	桜井市大豆越 (周辺水路)	平成 24 年 10 月 23 日
21	油 流 出	王寺町葛下 (大和川水系葛下川)	平成 24 年 12 月 3 日
22	魚 へ い 死	生駒市南田原町 (淀川水系宮の前川)	平成 24 年 12 月 10 日
23	魚 へ い 死	大和高田市吉井等 (大和川水系葛城川支流住吉川)	平成 24 年 12 月 21 日
24	油 流 出	桜井市初瀬 (大和川水系初瀬川)	平成 25 年 1 月 28 日
25	油 流 出	天理市勾田町 (大和川水系布留川南流)	平成 25 年 2 月 4 日
26	油 流 出	川西町吐田 (大和川水系寺川)	平成 25 年 2 月 26 日
27	油 流 出	大和高田市東中 (大和川水系高田川)	平成 25 年 2 月 28 日
28	汚 水 流 入	広陵町萱野 (大和川水系曾我川支流)	平成 25 年 2 月 21 日
29	発 泡	宇陀市榛原福地 (淀川水系宇陀川支流香酔川)	平成 25 年 3 月 2 日

表 3-4-5 浄化槽設置整備事業（奈良県浄化槽設置整備補助事業）の概要

市町村名	設置事業実施期間	設置基数	市町村名	設置事業実施期間	設置基数
奈良市	平成3年～（実施中）	1,636	曾爾村	平成2年～（実施中）	381
天理市	平成13年～（実施中）	36	御杖村	平成3年～（実施中）	500
橿原市	平成12年～（実施中）	473	高取町	平成13年～（実施中）	181
桜井市	平成17年～（実施中）	75	吉野町	平成10年～（実施中）	339
五條市	平成7年～（実施中）	673	大淀町	平成15年～（実施中）	223
生駒市	平成3年～（実施中）	1,553	下市町	平成12年～（実施中）	188
葛城市	昭和63年～平成4年	24	十津川村	平成6年～（実施中）	442
宇陀市	平成3年～（実施中）	1,502	下北山村	平成1年～（実施中）	309
山添村	平成2年～（実施中）	876	上北山村	平成7年～平成17年	183
平群町	平成2年～（実施中）	258	川上村	平成23年～（実施中）	57
斑鳩町	平成2年～（実施中）	486	東吉野村	平成6年～（実施中）	237
				計	10,632

※ 設置基数は、平成24年度末までの実績累計。

表 3-4-6 農業集落排水事業の実績

（平成25年3月31日現在）

地区名	市町村名	採択年度	完了年度	計画戸数	計画(定住)人口	備考
二階堂（小島）	天理市	昭和49年度	昭和54年度	—	—	流域下水道に接続
二階堂（合場）	天理市	昭和49年度	昭和62年度	—	—	流域下水道に接続
滝	五條市	昭和55年度	昭和58年度	37	180	
長引	奈良市	昭和59年度	昭和61年度	55	240	
尾山	奈良市	昭和61年度	平成2年度	106	515	
石打	奈良市	昭和63年度	平成3年度	140	590	
竹内	葛城市	平成元年度	平成5年度	—	—	流域下水道に接続
切幡	山添村	平成3年度	平成7年度	55	240	
三ヶ谷	山添村	平成4年度	平成7年度	69	230	
椿尾	奈良市	平成5年度	平成13年度	(64)	(294)	中畑地区に接続
香東	吉野町	平成5年度	平成8年度	93	303	
中畑	奈良市	平成6年度	平成13年度	314	1,235	椿尾を含む
藤井	天理市	平成6年度	平成8年度	28	120	
田原	奈良市	平成7年度	平成16年度	444	1,455	
南部	宇陀市	平成8年度	平成13年度	—	—	公共下水道に接続
長滝	天理市	平成8年度	平成10年度	32	120	
東部第1	奈良市	平成9年度	平成18年度	670	1,796	
福貴畑	平群町	平成9年度	平成19年度	95	347	
広瀬	山添村	平成11年度	平成12年度	45	150	
福住	天理市	平成13年度	平成19年度	543	1,457	
東部第2-1	奈良市	平成16年度	平成21年度	289	1,520	
萱原・仁興	天理市	平成19年度	平成22年度	86	300	
東部第2-2	奈良市	平成21年度	平成26年度	364	1,270	



表 3-4-7 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法による業種別特定事業場数

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

水濁法 施行令第 一の号 番号	業 種 名	特定事業場（水濁法第 5 条第 1 項及び第 2 項の届出）				特定事業場（瀬戸内海法第 5 条第 1 項の許可）				総合計	
		一日当 たりの平均 排水量 50 m <sup>3</sup> 以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量 50 m <sup>3</sup> 未満の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	合 計	一日当 たりの平均 排水量 50 m <sup>3</sup> 以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量 50 m <sup>3</sup> 未満の 事業場		うち、 有害物質 使用特定 事業場
1	鋳 業			1		1				1	
1の2	畜 産 農 業			77		77	1			1	78
2	畜産食料品製造業			14		14					14
3	水産食料品製造業										
4	保存食料品製造業			8		8	3			3	11
5	味噌・調味料製造業			23		23					23
6	小麦粉製造業			1		1					1
7	砂糖製造業			1		1	1			1	2
8	製 あ ん 業			7		7	2			2	9
9	米菓・こうじ製造業			22		22					22
10	飲料製造業			89		89					89
11	有機質肥料製造業			1		1	2			2	3
12	動植物油脂製造業			5		5					5
13	イースト製造業										
14	で ん 粉 製 造 業			6		6	1			1	7
15	水 あ め 製 造 業			1		1					1
16	めん類製造業			76		76	3			3	79
17	豆腐製造業			179		179	3			3	182
18	インスタントコーヒー製造業										
18の2	冷凍食品製造業			2		2					2
18の3	たばこ製造業										
19	紡績業・繊維製品製造業			27	2	27	29			29	56
20	洗 毛 業			2		2					2
21	化学繊維製造業										
21の2	製 材 業			1		1					1
21の3	合 板 製 造 業			5		5					5
21の4	パーティクルボード製造業			1		1					1
22	木材薬品処理業			3		3					3
23	製 紙 業										
23の2	印刷業・出版業			19	6	19	1			1	20
24	化学肥料製造業			9		9					9
25	か性ソーダ製造業										
26	無機顔料製造業			1		1	2			2	3
27	無機化学工業製品製造業			2		2	1			1	3
28	アセチレン誘導品製造業										
29	コールタール製造業			1		1					1
30	発 酵 工 業										
31	メタン誘導品製造業										
32	有機顔料製造業										
33	合成樹脂製造業			4		4					4
34	合成ゴム製造業										
35	有機ゴム薬品製造業						1			1	1
36	合成洗剤製造業			1		1					1
37	石油化学工業										
38	石 け ん 製 造 業						3	1		3	3
39	硬化油製造業										
40	脂肪酸製造業										
41	香 料 製 造 業										
42	ゼラチン・にかわ製造業			2		2					2
43	写真感光材料製造業			1		1					1
44	天然樹脂製品製造業										
45	木 材 化 学 工 業			1		1					1



水濁法 施行令 別表第 一の号 番号	業 種 名	特定事業場（水濁法第5条第1項及び第2項の届出）				特定事業場（瀬戸内海法第5条第1項の許可）				総合計		
		一日当 たりの平均 排水量50 ㎡以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量50 ㎡未満の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	合 計	一日当 たりの平均 排水量50 ㎡以上の 事業場	うち、 有害物質 使用特定 事業場	一日当 たりの平均 排水量50 ㎡未満の 事業場		うち、 有害物質 使用特定 事業場	合 計
46	有機化学工業製品製造業			11	1	11	1		1		2	13
47	医薬品製造業						3				3	3
48	火薬製造業											
49	農薬製造業											
50	試薬製造業											
51	石油精製業											
51の2	工業用ゴム製品製造業			1		1	1	1			1	2
51の3	医療用ゴム製品製造業											
52	皮革製造業			60		60						60
53	ガラス製品製造業			4	2	4						4
54	セメント製品製造業			14		14			1		1	15
55	生コンクリート製造業	6		73		79	2		1		3	82
56	有機質砂かべ材製造業											
57	人造黒鉛電極製造業											
58	窯業原料精製業			1		1						1
59	砕 石 業			11		11						11
60	砂利採取業			13		13	3				3	16
61	鉄 銅 業			1		1						1
62	非鉄金属製造業			3	1	3	2				2	5
63	金属製品製造業			9	1	9	1	1			1	10
63の2	空きびん卸売業											
63の3	石炭火力発電所											
64	ガ ス 供 給 業											
64の2	水 道 施 設			40	8	40	4				4	44
65	酸・アルカリ表面処理施設	2	2	25	11	27	19	9			19	46
66	電気メッキ施設			11	2	11	6	3			6	17
66の2	旅 館 業	6		551		557	13		1		14	571
66の3	共 同 調 理 場	2		7		9	1		1		2	11
66の4	弁 当 製 造 業			3		3	1				1	4
66の5	飲 食 店	4		12		16	23		1		24	40
66の6	飲食店（軽食）											
66の7	飲食店（料亭等）											
67	洗 たく 業	1	1	257	35	258	1				1	259
68	写 真 現 像 業			74	16	74	2	1			2	76
68の2	病 院			8	5	8	6				6	14
69	と 畜 業											
69の2	中 央 卸 売 市 場											
69の3	地 方 卸 売 市 場											
70	廃 油 処 理 施 設											
70の2	自動車分解整備事業											
71	自動式車両洗浄施設			257		257	1				1	258
71の2	試験研究機関			80	6	80	2	1	2	2	4	84
71の3	一般廃棄物処理施設			38		38	3	2			3	41
71の4	産業廃棄物処理施設			3		3						3
71の5	トリクロロエレン、テトラクロロエレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	5	14	14	19						19
71の6	トリクロロエレン、テトラクロロエレン又はジクロロメタンによる蒸留施設			2	2	2						2
72	し 尿 処 理 施 設	44		67	13	111	76				76	187
73	下水道終末処理施設	8				8						8
74	特定事業場から排出される水の処理施設											
—	指定地域特定施設	140		293		433						433
合計		218	8	2536	125	2754	224	19	8	2	232	2986

表 3-4-8 上乗せ基準の設定状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

対 象 水 域	有害物質についての規制の概要	生活環境項目についての規制の概要	生活環境項目に関して1日当りの平均排水量が50未満の特定事業場を規制対象としているもの
全ての公共用水域	<p>(対象物質) カドミウム、シアン、有機リン、6価クロム、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニル</p> <p>(対象事業場) 有害物質を使用する一部の特定事業場（新增設に限る）</p> <p>(許容限度) カドミウム 0.01mg/ℓ 6価クロム 0.05mg/ℓ 砒素 0.05mg/ℓ シアン、有機リン、総水銀、ポリ塩化ビフェニルについては検出されないこと</p>	<p>(対象物質) BOD、SS</p> <p>(対象事業場) 日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場</p> <p>(許容限度) 新設事業場 BOD 25 (20) SS 90 (70) 既設事業場 BOD 70 (50) SS 100 (80) 染色業・浄化槽は別基準</p>	<p>(排水量の裾切り) 10m<sup>3</sup>/日以上</p> <p>(対象事業場) 汚濁負荷が著しい一部の特定事業場（新增設に限る）又は、風致地区等一部の地域で新增設される特定事業場</p>

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」

表3-4-9 平成24年度ゴルフ場使用農薬調査結果

	農薬名	調査ゴルフ場数	指針値超過ゴルフ場数	環境省暫定指導指針値 (mg/ℓ)	調査検体の検出範囲 (mg/ℓ)	検出数 調査検体数
殺虫剤	アセフェート	24	0	0.063	<0.01	0 / 37
	イソキサチオン	24	0	0.08	<0.001	0 / 37
	エトフェンプロックス	11	0	0.82	<0.002	0 / 11
	クロルピリホス	24	0	0.02	<0.001	0 / 37
	ダイアジノン	24	0	0.05	<0.001	0 / 37
	トリクロルホン	13	0	0.05	<0.001	0 / 26
	ピリダフェンチオン	24	0	0.02	<0.001	0 / 37
	フェニトロチオン	24	0	0.03	<0.001	0 / 37
	ペルメトリン	24	0	1	<0.01	0 / 37
殺菌剤	アゾキシストロビン	24	0	4.7	<0.002	0 / 37
	イソプロチオラン	24	0	2.6	<0.001	0 / 37
	イプロジオン	24	0	3	<0.002	0 / 37
	エトリジアゾール	13	0	0.04	<0.001	0 / 26
	オキシ銅	13	0	0.4	<0.004	0 / 26
	キャプタン	13	0	3	<0.001	0 / 26
	クロロタロニル	24	0	0.4	<0.002	0 / 37
	クロロネブ	24	0	0.5	<0.001	0 / 37
	チウラム	24	0	0.2	<0.002	0 / 37
	トルクロホスメチル	24	0	2	<0.001	0 / 37
	フルトラニル	24	0	2.3	<0.001	0 / 37
	プロピコナゾール	24	0	0.5	<0.001	0 / 37
	ベンシクロン	24	0	1.4	<0.004	0 / 37
	メタラキシル・メタラキシルM	24	0	0.58	<0.001	0 / 37
	メプロニル	24	0	1	<0.001	0 / 37
除草剤	アシュラム	24	0	2	<0.001~0.009	5 / 37
	ジチオピル	24	0	0.095	<0.001	0 / 37
	シデュロン	24	0	3	<0.002	0 / 37
	シマジン	24	0	0.03	<0.001	0 / 37
	テルブカルブ	24	0	0.2	<0.001	0 / 37
	トリクロピル	24	0	0.06	<0.001	0 / 37
	ナプロパミド	24	0	0.3	<0.001	0 / 37
	ハロスルフロンメチル	24	0	2.6	<0.001~0.002	1 / 37
	ピリブチカルブ	24	0	0.23	<0.001	0 / 37
	ブタミホス	24	0	0.2	<0.001	0 / 37
	フラザスルフロン	24	0	0.3	<0.002	0 / 37
	プロピザミド	24	0	0.5	<0.001~0.004	5 / 37
	ベンスリド	13	0	1	<0.002	0 / 26
	ペンディメタリン	24	0	1	<0.001	0 / 37
	ベンフルラリン	24	0	0.8	<0.001	0 / 37
メコプロップ・メコプロップP	24	0	0.47	<0.001	0 / 37	
						11/1399

関係資料  
第3部

表 3-5-1 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること
1,2 -ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004mg 以下であること
1,1 -ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
シス- 1,2 -ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下であること
1,1,1 -トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 mg 以下であること
1,1,2 -トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
1,3 -ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること